HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本の原子力政治過程（２）－連合形成と紛争管理－
Author(s)	本田, 宏
Citation	北大法学論集, 54(2), 262-205
Issue Date	2003-05-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15206
Type	bulletin (article)
File Information	54(2)_p262-205.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

日本の原子力政治過程（2）
――連合形成と紛争管理――

本　田　　宏

目　次

序論　エネルギー政策の転換の契機はどこにあるのか
第一章　原子力をめぐる政治過程の分析枠組み
第二章　支配的連合と「基本合意」の確立（1954-67）
　第一節　支配的連合の形成　（以上54巻1号）
　第二節　支配的連合の確立
　　1．原子力業界と電力業界
　　2．通産省と総合エネルギー政策
　　3．科技庁グループ
第三章　批判勢力と受益勢力の形成（1954-74）
　第一節　社会党・総評ブロックの反原発闘争の確立
　　1．原水禁運動の党派系列化と原水禁の反原発路線の形成
　　2．反原発住民運動の形成と社会党の反原発路線
　　3．電力労働における対立構造と曖昧な野党間関係
　第二節　紛争管理
　　1．手続的対応
　　2．電源三法
文献
図表

図表目録

図3－1：長期計画における原子力発電の計画目標と実績

図３－２：原発の電調審承認基数及び出力の推移

第二章　支配的連合と「基本合意」の確立（1954-67）

第二節　支配的連合の確立

１．原子力業界と電力業界

支配的連合の第一の構成要素は自民党である。政府の原子力推進体制整備の過程では、やがて自民党に合流する改進党・民主党の中曽根が主導権を発揮した。また英国からの商用炉導入と東海原発の建設に際しては、正力や河野など自民党の政治家が政策理念（民営論、国管論）を戦わせた。しかし推進体制の制度化が完了すると、自民党が主導権を発揮する場面は、立地促進政策を通じた利益誘導に限られることになる。

第二の構成要素は原子力業界である。この業界の国家に対する要求は、安定した事業発注を通じて業界全体のパイの拡大を保障するとともに、外部からの様々な試練や競争に対し、業界を内部のシェアも含めて一括して保護すること、すなわち「護送船団方式」の保障である。このため、ドイツやフランスでは企業集中と技術系統の単一化を通じて原子力産業における規模の経済が追求されたのに対し、日本では戦前からの海外提携を下地に、通産省の行政指導の下、WH 社から技術導入した加圧水型軽水炉（PWR）を三菱が関西・北海道・四国・九州の各電力会社から、また GE 社から技術導入した沸騰水型軽水炉（BWR）を東芝と日立が東京・東北・北陸・中部・中国の各電力会社から受注するという業界秩序が維持されてきた(12)。これに対し、富士系（第一原子力）と住友系は、動燃の新型転換炉（ATR）「ふげん」（５グループ）や高速増殖炉(FBR)原型炉「もんじゅ」の（４グループ）の建設に参加しているにすぎず、事業の中心はむしろ核燃料加工分野にあった。この核燃料加工の分野では五大グループ全てが関与してきた。しかし諸外国のように核兵器用核物質の化学的分離ではなく、原子炉の購入から始まった日本の原子力事業では、重電業界が原子力産業の中核となった(13)。

日本の原子力産業の技術力は本質的に外国からの技術輸入に依存して

おり、動燃の国産技術開発に基づいて原子力産業が建設した一連の施設（ふげん、もんじゅ、ウラン濃縮工場など）は、きわめて低い稼働率にとどまっている。しかし動燃がフランスからの技術導入で建設した東海再処理工場の失敗が示すように、輸入技術が成功する保証もない。輸入技術に基づきながらも、事故の多発を克服して（多少のトラブルは隠蔽して）稼働率の向上に成功したのは商業用軽水炉のみである。しかしこれもドイツやフランスとは異なり、米国への政治的配慮から、米国企業を表に立てない限り、本格的な輸出はできず、日本の原子力産業は本質的に国内市場の開拓に依存せざるを得なかった。

支配的連合の第三の構成要素は電力業界である。そこでの最も基本的な構造である九電力体制の成立は、GHQによる財閥解体・集中排除政策に由来する。GHQは日本の軍国主義の経済的基盤が財閥にあったと考え、1945年11月、日本政府に財閥解体を指令した。また1946年8月に発足した持株会社整理委員会による指定を通じて、財閥本社や支配的企業の解散を進めた。これと並行して個別産業分野の大企業の市場競争力を弱めるため、1947年12月、「過度経済力集中排除法」（集排法）が制定され、これに基づいて持株会社整理委員会は1948年2月、日本発送電株式会社（日発）と九配電会社を企業分割などの処分対象に指定した。

戦前には全国各地に多数存在していた電力会社は、国家総動員体制強化の過程で、発電と送電の設備の現物出資をさせられ、1939年に設立された国策会社の日発に整理統合された。また1941年には発電設備の日発への統合が徹底され、日本の電力事業は発送電が国家統制の下に一元化された。さらに同じ1941年、全国九ブロックに、各ブロックで配電を地域独占する配電会社が設立された。この日発と九配電会社が戦後、集排法の対象とされたのである。しかしその後、集排法による企業分割ではなく、特別の立法措置による電力事業再編成が志向されるようになった。その過程で、日本側では日発分割に対する反対論が強かったが、GHQは分割を強く要求し、1950年4月、日発及び九配電を解体再編成して九ブロックごとに発送配電一貫経営の地域独占企業を設立するという、現行のような九電力体制の実現を目指す電気事業再編成法案が国会に提出された。しかしこれは野党や自治体の反対を受け、成立が見送られた。このため九分割での再編成を改めて促すマッカーサー元帥の意向を受け、

1950年11月、政府は「電気事業再編成令」と「公益事業令」を公布し、1951年5月1日、九電力会社が発足した（正村1990、120-125頁）。これらのポツダム政令が講和条約発効で失効した後、1964年の電気事業法制定によって九電力体制は法的に制度化された。以後、21世紀に入った現在に至るまで、一般消費者への小売りを行う「一般電気事業者」は、1972年5月に設立され原発を持たない沖縄電力も合わせ、発送配電の地域独占を享受する電力十社に限られてきた(14)。また1952年11月には、九電力会社の利益団体として電気事業連合会（電事連）が発足した。

先に触れた日本原電や電発は、九電力に電力を卸売りする「卸電気事業者」である。このうち電発は日本原電への株主として、また青森県大間への原発建設計画の事業主体としてのみ、原発事業に関わっているにすぎない。また日本原電は英国型黒鉛ガス炉（東海原発）の受入主体として官民の共同出資で設立されたが、商業炉第二号には敦賀原発（1号機）に米国型軽水炉を採用し、日本の原発が軽水炉へ転換する先鞭をつけた。しかし九電力会社が個別に原発建設に乗り出すと、その存在意義は曖昧化した。

2．通産省と総合エネルギー政策

支配的連合の第四の構成要素は、通産省と傘下の政府機関である。このグループに属する電発にはすでに触れた。ここでは通産省が原子力政策との接点を持つ二つの分野の政策、すなわち電源立地政策とエネルギー政策の形成に関与する制度的枠組みについて触れておきたい。

電源開発調整審議会は電源開発促進法に基づいて1952年8月に発足した。審議会は形式的には総理府に置かれ、議長の他、16人の委員で構成された(15)。審議会の任務は経企庁が関係各省庁（特に通産省）との協議の上で原案を作成した電源開発基本計画を審議し、答申を出すことにある。この答申に基づいて総理大臣が電源開発基本計画を決定すると、その中の当該年度の電源開発計画を通じて、個別発電所建設計画の着手が国策的承認を受けることになる(16)。しかも議長は内閣総理大臣が務め、その決定の法的地位は高かった（吉岡1999）。原発立地手続全体から見ると、この電調審の段階は最も重要な正式の意思決定の段階に当たり、この山場に向けて通産省は環境審査や第一次公開ヒアリングに決定的な

影響力を行使する。対照的に、ドイツには、個別原発計画を連邦政府が国策として承認する閣僚機関はなく、州でも所管大臣が立地手続を担当するだけである。

通産省の原子力政策に対する影響力は総合エネルギー政策体制を通じても保障されている。「総合エネルギー政策」確立の必要性が叫ばれるようになったのは1961年頃からであるが、その背景には、一般的にはエネルギー生産における構造転換の進行、直接には石炭産業の合理化問題があった。1954年頃までの戦後復興期において、エネルギー供給の主力を担ったのは水力発電であった。1951年から55年度の電源開発の61％は水力であり、国策会社電発によって200～400 MW 級の大規模ダム建設が進められた。また電力供給構造も戦前からあまり変わっておらず、1950年度の発電電力量では水力が82％を占めていた(正村1990、458-459頁)。一方、石炭は1946年12月に実施された「傾斜生産方式」に基づき、限られた労働力や資金、資材の重点的配分を受けた。

しかし、高度経済成長が始まる1950年代後半に入ると、電源開発では火力が水力を上回るようになる。水力発電の開発が進み、ダム建設の適地が少なくなる一方で、技術導入に基づく火力発電設備の技術革新が進み、大容量の火発が比較的短期間の工期で建設できるようになった。こうして「水主火従」から「火主水従」への転換が進み、さらに火発では石炭から石油への転換も始まる。これは世界的な石油価格の安値安定を背景としていたが、貿易が正常化し、日本経済全体が国際分業にますます統合されるようになったこととも関係していた。このため国内炭は、競争力の強い輸入炭からも脅威にさらされるようになった。政府は1955年施行の石炭鉱業合理化臨時措置法により、中小の非能率炭鉱の新規発生防止と既存の非能率炭鉱の買収整理、優良炭鉱に対する開銀融資などを図ったが、石炭産業の斜陽化を押し止めることはできなかった[17]。

1960年代になると、1962年の石油業法制定に伴う原油輸入の自由化や、電力産業の石油利用中心への燃料転換、急速なモータリゼーションの進行から、石油需要は急増し、家庭用や暖房その他の用途も圧倒的に石油で占められるようになった。その結果、一次エネルギー供給に占める国産石炭の比率は1953年の46.8％から1963年の24.0％、1973年の3.8％に激減する一方、輸入石油は17.0％から51.2％、さらに77.4％へと急増し

た。また輸入炭の比率も1960年代末から国内炭を大きく上回るようになった（正村1990、466頁）。

国産石炭から輸入石油への転換が進む中、1961年10月の第39国会衆議院本会議において、「石炭鉱業の安定のため政府は速やかに総合エネルギー対策を確立して、エネルギー全体の中に占める石炭の地位を明確にすべきである」との決議がなされた。この当時の「総合エネルギー政策」は、燃料を石油主体へと転換しながら、石炭産業の「総合的な」構造調整をいかに図るかに焦点が置かれていた（富岡1975）[18]。この「構造調整」の主眼は、石炭産業の急速な縮小に伴う社会的混乱を政治的に安全な程度に抑えることにある。この点では石炭労組が社民党の参加する州や連邦の政権を通じて大きな政治力を行使できた西ドイツに比べ、保守一党優位と中央集権制に特徴付けられる日本では、比較的容易に石炭産業の解体が推進できたと言えるだろう。

しかしその後、貿易自由化の進展に伴う石油や天然ガス、原子力等の役割増大に対応して、石炭対策を越えた「総合エネルギー政策」が求められるようになる。1964年、第46国会の衆参両院本会議において、「開放経済体制に対応して、わが国のエネルギー政策に抜本的検討を加え、エネルギー源の総合的調整をはかる必要にせまられている」との趣旨で総合エネルギー調査会の設置を求める決議がなされ、1965年６月、同調査会設置法が公布・施行された。差し当たり下部機構には、総合、需給、石油、原子力の四部会が設置され、石炭鉱業審議会や電気事業審議会などとも連携して審議を行うようになった（富岡1975、17-18頁）。

総合エネルギー調査会の業務内容は、「通産大臣の諮問に応じて、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議すること」とされている（日弁連1999、56頁）。その主要メンバーはエネルギー業界や産業界の幹部と通産官僚OBが占める。答申や報告の原案は関連業界の意見を聞きながら通産省の官僚が作成し、原案がほぼそのまま成案となると言われる。環境団体や消費者団体からの意見聴取はされない。通産大臣への調査会の答申や各種報告はほぼそのまま閣議（1977年からは総合エネルギー政策推進閣僚会議で）了解され、国策としての重みを持つことになる。それに伴い原子力委員会など個別エネルギー源の計画主体は、開発目標を自主的に

設定するのではなく、同調査会の打ち出した目標と整合性を持たせなければならないのである。

総合エネルギー調査会の最も重要な答申である需給部会の「長期エネルギー需給見通し」は、1967年に初めて策定され、数年置きに前回見通しの「改定」の形で出されてきた。通産省・資源エネルギー庁が立てるエネルギーの長期的な需要と供給の「予想」とされているが、「見通し」という名称とは裏腹に、客観的な分析というより政策目標の色合いが強い。今後二十年間にわたる中長期的なエネルギーの総供給量とともに、石油、石炭、天然ガス、原子力、水力、新エネルギー等などに区分したエネルギー源別の将来構成も示す。「見通し」で「予測」された需給目標は、「電源開発基本計画」や、「石油供給計画」、原子力委員会の「原子力開発利用長期計画」など、各個別計画に半ば自動的に反映される。それゆえ、「この長期見通しの策定によって、中長期的なエネルギー供給手段の優先順位がほぼ決定づけられ、開発や立地のテンポも固まり、さらには国民にとって今後どの程度の負担が伴うかなどについて、一応の方向性が打ち出される」。「端的にいえば、今後十～十五年間における国民のエネルギー利用態様を間接的に強制する役割を持ち、一方で発電所の開発計画などを明確化させる」（吉岡1982、5-6頁）。このように「見通し」は国の実質的なエネルギー政策計画として、国民生活に重大な影響を及ぼすにもかかわらず、通産大臣の諮問機関の答申という非公式の性格を持ち、国会で審議されることもない(19)。

総合エネルギー調査会を通じた間接的影響力に加え、通産省は原子力政策へのより直接の権限も拡大してきた。第一に石油危機勃発前の1973年７月、資源エネルギー庁が設置され、通産省の原子力行政の大部分は以後、同庁の管轄下で行われるようになった。第二に、1974年９月の原子力船「むつ」の放射線漏洩事件を機に原子力行政体制への批判が高まり、その対応としての原子力法改正（1978年）により、商業用原発の許認可権限が科技庁から通産省に移管された。第三に、1974年の電源三法制定により、立地促進対策の点でも原子力行政に対する通産省の権限は強化された（吉岡1995c）。ただ、これらの権限拡大は、電力業界など民間との利害には抵触せず、また電源三法の場合には立地対策の費用を社会化するという意味で民間の利益を増進する性格を持っていた。これに

対し、吉岡が1970年代における通産省の原子力行政分野への勢力拡大として、上記の三つに加えて挙げる研究開発事業と原発事業への進出は、民間の利害とのズレがあり、通産省の意図は挫折している[20]。

2001年に実施された省庁機構再編では、科技庁が文部省と合併して文部科学省となる一方、通産省は経済産業省に改組された。原子力行政においては、科技庁が従来握っていた核燃料サイクル施設の許認可権限が経済産業省に移管され、同省の権限はさらに強化された。また総合エネルギー調査会は総合資源エネルギー調査会に改称される一方、電調審は廃止されて同調査会に設置された電源開発分科会がその機能を引き継いだ。これに対応して電源開発基本計画の承認は総理大臣ではなく経済産業大臣が行うことになった。これで旧通産省は、電源立地政策と原子力政策、エネルギー政策を公式にも一手に掌握したのである。

3．科技庁グループ

支配的連合の第五の構成要素は、科学技術庁と傘下の政府機関から成る「科技庁グループ」である。そのうち、1956年1月に設置された原子力委員会は、法律上は日本の原子力政策の最高意思決定機関である。国務大臣（科技庁長官）を委員長とするため、その決定は内閣総理大臣を拘束し、また必要なら、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告する権限を持つ。その最も重要な任務は、「原子力開発長期計画」（長計）を頂点とする各種計画の策定である。1956年に初めて策定された長計は、5～7年おきに改定されてきた。改定の際には原子力委員会に専門部会やその分科会が設けられ、1～2年の審議を経て報告を出す。内容的には、高速増殖炉など基幹的国策事業の実用化の目標年次を含む、原子力開発の長期的な目標が提示される。現実には、原子力委員会が政策形成に主導性を発揮することはほとんどなく、むしろ支配的連合内の利害調整の場として機能してきた。委員は学者や財界（特に電力業界）などから選ばれてきたが、名誉職的な性格が強い。職員の数も少なく、事務局は科技庁に置かれた。委員長も科技庁長官であるが、力関係から言って、電力業界や通産省の意向を尊重せずに政策決定を行うことはできない（吉岡1999）。先述した通り、原子力発電の需給目標は「長期エネルギー需給見通し」として総合エネルギー調査会が決定し、原子力委員会の「長

期計画」に取り入れられる。

長計で決定された原子力開発を担うべく設置されたのが、原燃公社と原研であった。しかしどちらもほどなくして存在意義を低下させる。まずウラン資源の探査を主業務とした原燃公社との関連では、探鉱が実施された鳥取・岡山両県境の人形峠（1955年に発見）や岐阜県東濃（1962年に発見）が、ウラン鉱の品質と規模の点で経済性を欠くことが判明、また世界各地でのウラン鉱開発の進展に対応して1960年代以降、ウラン鉱は全量が輸入されることになり、自給論は早くも崩壊した[21]。その代替案として、政府系機関や民間企業が海外ウラン鉱開発に参加し、日本向けウランを確保するという「開発輸入」方式が追求されるようになった（吉岡1999、105-106頁）[22]。

また原研は、第一義的には米国からの濃縮ウラン及び実験用原子炉の受入主体として設立され、研究開発機関としての位置づけは最初から二義的だった。さらに英国炉導入主体の日本原電が設立される頃には、商業炉の国産開発は放棄され、原研に残された原子炉の開発対象は最終目標とされた増殖型動力炉の国産開発のみとなったが、原研は成果を上げることができなかった（吉岡1999、97-100頁）。しかし研究開発の停滞以上に原研の正統性を大きく損なったのは、共産党系の原研職員の労働組合による頻繁なストであった。1959年６月から1964年３月までの間に66回、1963年だけで44回のストが発生した。1963年10月には米国GEより導入した動力試験炉JPDRの運転開始直前にストが行われ、GEはJPDRの運転中止を命じた。原研労組は低賃金などを理由としたストの実施に加え、米国の原子力潜水艦の寄港や自民党政府の原子力政策も批判した（Samuels 1987, p.241）。このため原研に対する不信感が支配的連合内で高まり、衆議院科学技術振興対策特別委員会は1964年１月、「原研問題」の調査のため、中曽根を委員長とする原子力政策小委員会を設置した。特別委員会は1964年３月に原研改革の基本方針を提示し、これに基づいて原研は、政府系の原子力開発の中枢機関としての地位を剥奪され、研究所内の労務管理も大幅に強化された（吉岡1999、100-101頁）。

原子力委員会は国産動力炉の開発方針の策定に自ら動き出し、1966年５月、「動力炉開発の基本方針について」を発表した。そこでは高速増殖炉（FBR）と新型転換炉（ATR）の並行開発が打ち出され、前者は実

験炉を1972年に、原型炉を1976年に完成させることになった。また商業用軽水炉からFBRまでの「つなぎ」を意味する新型転換炉は、炉型として重水減速沸騰軽水冷却炉が指定され、在来型炉との差異が小さいという理由で、実験炉を省略していきなり原型炉を1974年に完成させることになった（吉岡1999、118-119頁）。

このような二炉型の並行開発となったのは、国産新型炉開発について支配的連合内の合意が未確立だったためである。1964年9月に原産が主催した、在来型原子炉の国産化と新型炉開発に関する会議では、電力業界がFBRへの一本化を主張したのに対し、重電機業界は、国や電力業界からの財政支援がない限り、在来型軽水炉開発の継続が望ましいとの立場をとり（Samuels 1987, p.241）、科技庁が推進していたATRは、最初から民間の支持がなかった。それが1966年の原子力委員会の「基本方針について」に盛り込まれたのは、国が開発費用を負担し、また開発段階を短縮して費用の削減をはかり、それでもなお実用化可能だと国（科技庁）が責任を持つ限りにおいて、民間は当面の間、ATRの開発を黙認したからだと解釈できる。FBRとATRの並行開発は、科技庁の意向と電力業界、原子力産業界との当面の妥協点であったのである。

新型炉開発の基本方針の確立を受け、どこが開発主体となるのかが再び問題となった。しかし日本原電設立時とは異なり、今度は電力業界の方が国の百％出資による新しい政府機関の設立を唱えた。原産と原子力委員会は交渉の末、半官半民の出資による特殊法人の設立に合意した。その際、新特殊法人の人事は民間が責任を持つことや[23]、研究開発予算を国が負担する一方、原子炉建設の費用は民間企業と国が等分で負担することなどが盛り込まれた（Samuels 1987, p.242）。ただ六七年度予算編成に際し、特殊法人の新設は認めないという大蔵省の意向を反映した閣議決定が行われていたため、原子力委員会は原燃公社を廃止し、これを吸収合併する形で新法人「動力炉・核燃料開発事業団」（動燃）を設立する方針へ転換した。動燃事業団法は1967年7月に衆参両院で共産党を除く全政党の賛成で可決され、動燃は10月に発足した（吉岡1999、119-120頁）。動燃の基本的性格は、国の機関として産業界が躊躇するリスクの高い研究開発事業の高額な費用を引き受け、実用化すれば事業は民間に引き渡すべきものと理解されていた。さらに動燃は契約を原子力

産業グループに業界のシェアに応じて案分することによって、産業界の技術力の向上に寄与しようとするものだった（Samuels 1987, p.243）。

ここに第三の「基本合意」が確立したと言える。すなわち高速増殖炉や核燃料関係、核廃棄物関係の研究開発のように、リスクが高く、実用化が遠い、あるいは社会的費用の絡んだ事業分野では、国家が財政負担の大部分を担うよう要請され、しかもそれに見合った国家統制の導入は妨げられる。一方、国費でまかなう限り、国家機関による国産技術の自主開発が民間によって黙認されるのである。

ATR と FBR の並行開発は1967年12月に原子力委員会が改訂した「六七長計」に盛り込まれ、動燃はこれに基づき FBR 実験炉「常陽」（熱出力50MW）と ATR 原型炉「ふげん」の設計及び建設に着手した。「常陽」は1970年に着工、1977年６月に初臨界に達した。また「ふげん」も1970年に着工、1979年３月から本格運転に入った（吉岡1999、121頁）。動燃はこれら新型動力炉開発の他、原燃公社の核燃料関係の業務を引き継いだ。原燃公社の時代、核燃料関係の事業はウラン鉱開発や燃料製造技術開発という現業的な業務が主であったが、動燃は原研の地位低下に伴い、ウラン濃縮や使用済核燃料再処理、核廃棄物処分などの分野における先端的研究開発事業に対する広範な権限を与えられたのである。

以上見てきたように、日本では米国による同盟国への原子力技術及び核物質の供給体制の構築に全面的に依存する形で、1954年から原子力開発が国策として推進されるようになった。そこでの主導権を握ったのは、間もなく自民党に合流する保守諸政党の政治家と、巨大保守政党結成を後押しした財界であった。財界は、巨額の原子力開発費用をまかなうための公的資金の投入を最大限に確保しながら、特に通産省による公的統制は最小限に抑えることに腐心し、その意向は科技庁や日本原子力研究所の設置など、原子力開発の推進体制の制度設計に反映された。

巨額の投資を必要とする原子力開発に財界が当初から強い関心を寄せた背景には、占領軍当局の命令で一度解散させられていた財閥が銀行主導で、原子力産業の起業を通じ、企業集団として再結集を図ろうとしていたことがあった。このためドイツのように企業集中や技術系統一元化による合理化は目指されず、「護送船団方式」によって業界内部のシェ

アの現状維持が図られるようになった。また原子力産業の中核企業となる重電機製造企業は、戦前から火力発電所の建設において、米国などの重電機製造企業と技術提携関係にあり、この経験が原子力発電所の建設にも適用できると見込まれたため、日本の電力業界も早くから原子力開発に強い関心を向けた。電力業界の積極姿勢はまた、1954年に可決された初の原子力予算が示すように、政府の原子力政策が早くから、基礎研究を迂回して外国技術の導入習得路線を選択したことからも説明できる。

この技術導入路線は1957年、財界出身の政治家、正力委員長の意向を受けた原子力委員会が、研究炉の建設も完了しない中で、いきなり日本初の商業用原子炉（東海原発）を英国から導入することを決定したことにも表れている。この事例ではまた、事業主体をめぐって通産省と電力業界が対立したが、結果的に1957年の日本原電設立においては、電力業界を中心とした民間企業が将来の花形産業となるはずの原子力発電事業に対する優先権を得た形となり、官民間の利害調整における第一の「基本合意」が表面化した。すなわち、比較的短期間に利潤が期待される事業分野では、民間が国の事業参入を阻止しつつ、利潤を保障するための諸制度の整備や国家の財政的補助を確保するというパターンである。

しかし電力業界と通産省の関係は、電気事業再編をめぐる両者の懸案解消に伴い、1960年代から密接となり、「護送船団方式」の性格を強めていく。特に「レートベース方式」による事業報酬算定に基づく電気料金制度の確立を通じて、膨大な設備投資を伴う原発事業が優遇されるようになった。これは官民間の利害調整における第二の「基本合意」、すなわち原発事業への過大な投資リスクを電気料金への転嫁を通じて社会化し、利潤を保障するパターンの形成も意味する。電力業界と通産省の関係はさらに1960年代後半から公害や原発に反対する運動の活発化や、石油危機による経営環境の悪化を契機に、一層緊密化していった。

電力業界と通産省の関係の緊密化は、原子力事業の中心が商業用発電事業に移ったことを反映していた。それに応じて、科技庁の管轄下の研究開発事業や、それを統括する特殊法人は再編整理された。ウラン鉱開発を主任務として1955年に設立された原子燃料公社は、電力会社が自ら海外ウランの開発や輸入に乗り出す中、廃止されることになり、また原研は共産党系の労働組合の活発な活動が嫌われ、新型原子炉の研究開発

権限を縮小されることになった。その代わりに1967年、高速増殖炉（FBR）と、新型転換炉（ATR）の並行開発や、核燃料や核廃棄物に関係する研究開発を担当する半官半民の出資による特殊法人として、動燃が設立された。これに伴い、第三の「基本合意」が確立した。すなわち高速増殖炉開発のように投資のリスクが高く、実用化が遠い、あるいは社会的費用の絡んだ事業分野では、国家が財政負担の大部分を担うよう要請され、しかもそれに見合った国家統制の導入は妨げられる。一方、国費でまかなう限り、ATRやウラン濃縮のような分野では国家機関による国産技術の自主開発が民間によって黙認される。こうした技術も実用化すれば事業は民間に引き渡されるべきものと理解されていた。

こうして確立した支配的連合から見て、「部外者」となる批判勢力及び政策受益勢力の形成・分化については、次章で、批判勢力の登場に対する支配的連合の初期の紛争管理とともに見ていこう。

第二章第二節注

(12) 卸電力会社である日本原子力発電は東海原発、東海第二原発、敦賀原発1、2号機を運転しているが、この会社は九電力会社と電源開発株式会社、五大原子力産業グループが応分の出資をしている。東海原発は英国から導入した黒鉛ガス炉だが、東海第二原発は英国GECと米国GEから導入したBWR、敦賀原発は1号機がGEと日立が受注したBWR、2号機が三菱重工のPWRとなっており、ここでも棲み分けの原則が徹底している。BWRを導入する企業が東芝と日立の二社あるため、日本では西欧諸国の趨勢とは異なり、BWRの受注実績の方がPWRより、28対23で、やや多くなっている（高木2000、98頁）。

(13) 気体状の六フッ化ウランを濃縮後に再び粉末状の二酸化ウランに戻す再転換加工では、茨城県東海村で三菱原子燃料（MNF）がPWRの、住友系の日本核燃料コンバージョン（JCO）がPWR、BWR、及びFBR実験炉「常陽」(この燃料加工時に1999年9月末のJCO臨界事故が起きた）の燃料を加工してきた。また再転換後の成型加工（圧縮、焼結、ペレット製造）では、三菱原子燃料の東海製作所がWH社との技術提携に基づきPWR用燃料を加工しており、東芝系と日立系の合弁会社である日本ニュクリア・フュエル（JNF）はGE社との技術提携に基づき神奈川県横須賀市にBWRとFBRもんじゅ用の工場を持つ。さらに富士系の原子燃料工業（NFI)は、米国バブコックス＆ウィルコックス（B＆W)社との提携に基づき大阪府熊取町でPWRの、またドイツのジーメンス社との提携に基づき東海村でBWRの燃料を、加工してきた。

(14) 1995年4月には電気事業法の31年ぶりの改正により、卸電力市場に入札制が導入され、卸電力事業への企業の参入に通産大臣の許可が不要となり、一般企業が入札に自由に参加できるようになった。また2000年3月からは大口需要家（企業）向けの小売り自由化が実施され、企業は電力の購入先を選択できるようになった。しかし個人消費者が原発で発電しない電力を自由に選択することは依然としてできない。

(15) 委員の半数の8名は総理大臣が任命する学識経験者とされ、残りの8名は大蔵・農林・通産・建設・自治・経企庁の大臣または長官、1970年代前半からは環境庁・国土庁の長官も加えて構成される。これには科技庁長官は含まれていないが、電源開発基本計画の原案作成時の協議には科技庁も含む関係12省庁が加わる。

(16) 当該年度の電源開発計画は電力会社から提出された施設計画（二年間）に基づき、通産省が原案を作成し、経企庁に提出する。個別原発建設計画が審議会で承認される非公式の前提条件は、漁業者や地権者との交渉妥結による財産権処分問題の解消と、地元道府県知事の同意の確保である。これらの条件が満たされていれば、原発計画地点の基本計画への組み入れが諮られ、その過程で経企庁は形式的に地元道府県知事に意見を照会し、異議のない旨の返答を得て、正式の基本計画案を作成する（伊藤1975）。

(17) 石炭生産量は1950年の3846万トンから1955年の4242万トン、1960年の5107万トンへと微増したが、1960年代には一貫して減少の道を辿る（正村1990、461-462頁）。1965年に3833万トン、1970年に2029万トン、1975年には1860万トンへと落ち込んでいく。また労働者数は1953年の33万人から1955年の28万3千人へ、さらに1960年の約23万人へと減少した。その後、炭鉱労働者数の減少のペースは加速化し、1965年に10万7千人、1970年に4万8千人弱、1975年には約2万2千人へと急減するなど、五年毎に半減した（笹生2000）。

(18) 「総合的な」構造調整には、石炭産業の閉山や生産縮小の円滑化、他業種への転換、鉱山跡地の鉱害対策や衰退する産炭地域の振興、炭鉱離職者の支援などが含まれる（笹生2000、150頁）。

(19) 同様に原子力部会は、需給問題の他、核燃料サイクルを含む原子力開発の基本政策を提言する答申を通産大臣に対して行っており、原子力委員会の政策の基本方向を実質的に規定している。

(20) このことからも通産省の原子力分野での勢力拡大は「二元体制」論の枠組みだけでは理解できない。

(21) 吉岡によると、原子力開発の初期にウラン資源開発が重視された背景には、第一に、政策決定者の間に資源自給論の発想が根強かったことが挙げられる。そうした発想は、1930～40年代、日本への経済制裁として発動された重要戦略物資の禁輸措置の経験によって強められた。第二に、ウランは貿易統制の

厳しい戦略物資であることなどから、輸入に頼るのでは安定的な確保が困難であると見られていた。第三に、日本は明治以降、1960年代まで貿易赤字国であり、ウラン自給率の向上は外貨節約に寄与すると考えられた。

(22) さらに、米国で核燃料民有化の動きが強まり、1964年8月には核燃料民有化法案が成立するに至ったことを背景に、日本でも同様の動きが強まった。1961年9月には天然ウランと劣化ウランの民有化が閣議了解により決定され、1968年7月には特殊核物質（プルトニウム、濃縮ウラン、使用済核燃料）の民間所有を原子力委員会が決定した。こうした経過を評して吉岡は、科技庁グループの干渉を受けずに電力・通産連合が、必要な核物質を自由に調達する権限を獲得し、それに伴い日本の原子力体制の二元構造が完成したとしている（吉岡1999、106-107頁）。しかし資源自給論の発想はむしろ伝統的に通産省内で根強く、1970年代には「総合エネルギー安全保障」論に基づいて対米原子力自立化政策を推進したが、財界の消極的姿勢の前に十分達成されずに終わった例もある。ウラン資源開発の事例もまた、本稿で言う「基本合意Ⅰ」、すなわち官僚のナショナリズム的発想を退けて、利潤の期待される事業分野の管轄を財界が確保したと見るサミュエルズの議論の法が理にかなっていると思われる。

(23) 動燃の初代理事長には、原産議長須賀と東電社長木川田の推薦により、中部電力社長の井上五郎が就任した。また副理事長には日立製作所副社長の清成迪（すすむ）が就任した。こうして人事は民間が握ったのである。

第三章　批判勢力と受益勢力の形成（1954-74）

第一節　社会党・総評ブロックの反原発闘争の確立

1．原水禁運動の党派系列化と原水禁の反原発路線の形成

原爆に関する報道統制は1949年から緩和され、1952年4月28日の講和条約発効に伴ってGHQのプレス・コードも失効すると、広島・長崎の経験も徐々に国民の間に広がっていった(1)。その間の1950年3月、スウェーデンで開かれた平和擁護世界大会常任委員会の会合で、大量殺戮兵器である核兵器の禁止が呼びかけられると、この「ストックホルム・アピール」を支持する署名運動が全世界で行われ、日本でも米軍占領下の困難な状況下で645万の署名が集められた。こうして原水爆反対運動が形成される条件が整いつつあった中、奇しくも初の原子力予算が衆院本会議で可決される数日前、米ソの水爆開発競争を背景に「第五福竜丸」事件が発生した。1949年8月のソ連初の原爆実験を受け、米国大統領トルーマンは1950年1月に水爆製造を命じ、1952年11月に米国は世界初の水爆実験を南太平洋エニウェトク環礁で行う。しかしこのときの水爆は液体水素を用いた重量65トンの巨大な爆破実験装置にすぎず、実用段階に達していなかった。ところが1953年8月、ソ連は初の水爆実験を、しかもより小型の「乾式」で行なった。焦りをつのらせた米国は航空機でも運搬可能な乾式水爆の開発を急ぎ、その最初の爆発実験を1954年3月1日、南太平洋ビキニ環礁で行った（長崎1998；原水禁2002、47頁）(2)。

この水爆実験の際、米軍の設定していた立入禁止海域の外で操業していたマグロ漁船「第五福竜丸」が水爆実験で発生した放射性降下物（Fallout）、いわゆる「死の灰」を浴び、3月14日に静岡県の焼津港に帰港した。乗組員23人は病院で原爆症と診断され、なかでも同漁船の無線長・久保山愛吉は半年後に死亡した(3)。第五福竜丸の積荷のマグロなどの放射能汚染も判明、さらに同船と同時期に近海で操業していて焼津港や三崎港に帰港した漁船の積荷でも同様の汚染が確認された。「水爆マグロ」は焼津港や三崎港、東京や大阪の魚市場で457トンにのぼる量が廃棄処分された。マグロの買い控えも起き、漁業関係者や寿司業者に大きな損失を及ぼした。さらに放射性降下物が偏西風にのり、核実験場

から遠く離れた日本国内にも降雨を通じて降り注いでいることが科学者によって明らかとされた。イチゴや野菜、茶、ミルク、米から放射能が検出され、マスコミは連日そのカウント数を報じた（長崎1998、58-59頁；池山1978、８頁）。食糧の汚染によって日本社会はパニック状態に陥り、核兵器の破壊的性格を全国民に強烈に印象づけた。食品の放射能汚染に国民大衆が反応するという認知的動員の型はこのとき形成され、後にチェルノブイリ原発事故の際に再度意味を持つことになる(4)。

ビキニ事件の直接の余波は、原水爆禁止運動の形成となって現れた。東京都杉並区立図書館長だった安井郁を囲んだ主婦グループが水爆反対の署名運動を始め、全国に広がった。1954年８月には署名運動を一本化するための中央組織として「原水爆禁止署名運動全国協議会」が東京で発足した。署名は1954年12月中には2200万人を突破、1955年４月には3184万人弱に達した。こうした高揚の中、署名運動全国協議会は1955年８月に原水爆禁止世界大会の開催を決め、また同年５月に発足した同大会日本準備会には婦人、青年、学生、平和、国際友好、宗教、消費者、労働、農民、文化など各界の組織96団体が名を連ねた（岩垂1982、13-14頁）。同年８月に開かれた原水爆禁止世界大会では、反核運動を恒常的に推進していくことが決議され、これを受けて９月、「原水爆禁止日本協議会」（原水協）が結成される。1955年末までに全都道府県に地方原水協が、また同年12月結成の広島市原水協（広島市長が会長）を皮切りに市町村単位の組織も形成された（『平和辞典』、68頁）。

初期の原水禁運動の主な担い手は「地婦連」（全国地域婦人団体連絡協議会）や「日青協」（日本青年団協議会）に代表される婦人会や青年団、及び町内会など伝統的な団体であり、保守派が支配する地方自治体の支援を受けていた(5)。また運動の課題も核実験と死の灰への反対から出発して原爆被爆者との連帯へと拡大した。しかし1957年頃から原水禁運動の中で全学連や総評の影響力が強まり、また砂川基地など軍事基地をめぐる反対運動が高揚するにつれ、これを原水禁運動へ統合しようという主張が台頭し、冷戦対立の論理が運動内に持ち込まれ、運動内部に亀裂を生み出した（『総評四十年史Ⅱ』、390頁；池山1978、16-17頁）。

こうした中、日米安保条約反対闘争への原水協の参加をめぐり、運動内部の対立が最初の頂点に達する。原水協は、日米安保条約の改定が日

本の核武装と自衛隊の海外派兵に道を開くという論理から、1958年12月の全国総会で運動の重点を「安保条約改定阻止」に置くことを決定、1959年3月末の「安保条約改定阻止国民会議」結成に参加した。しかし同会議は社会党・総評と共産党が加盟する共闘組織であり、それへの参加は原水協内の保守的組織の離脱を招くことになった。原水協の左旋回は全学連や総評の意向も反映していたが、とりわけ安保闘争の過程で党勢を挽回しつつあった共産党の影響を強く受けていた。特に1960年の原水禁世界大会は、共産党代表の意向を反映して、事実上アメリカ帝国主義を指す「平和の敵を明確にして闘う」ことを呼びかける東京アピールを採択し、反米闘争への深入りを批判する地婦連や日青協と対立した(岩垂1982、27頁；池山1978、24頁)。

その間、自民党は1959年、原水爆禁止運動を「偽装平和運動」だと非難し、「アカの大会に地方自治体は補助金を出すべきでない」との方針を打ち出し、これを受け広島県議会が世界大会補助金の支出を否決するなど、地方自治体は相次いで各地方原水協への援助を打ち切った。また安保条約容認の立場をとる全労会議（全日本労働組合会議、同盟の前身）と、それを支持母体にする民社党（1960年に社会党から分裂した西尾末広派が結成）は、原水協がソ連と共産主義中国を平和勢力とし、欧米を帝国主義・戦争勢力と見なす容共反米運動に堕していると批判し、1961年11月、核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）を結成した。核禁会議結成の中心団体のほとんどは元々原水協に加盟していなかったため、原水禁運動への直接の打撃とはならなかったが、自民党系も核禁会議に合流したため、「第二原水協」の形成を意味した（岩垂1982、26頁)。

しかしその後、原水協内部で社会党系と共産党系の対立が激化する。安保闘争に際しては原水協の参加を支持した総評・社会党も1961年になると、原水協が「一方的な情勢判断にもとづいて、平和の敵と味方を区分し、高度の政治課題の追求に終始してきた」ことを批判した。同時に、指導部や組織の民主化や、イデオロギーを超越して全労・民社党、自民党系を含めた幅広い政治勢力に加盟を呼びかけることを求める日青協と地婦連の声明（1961年6月）に同調するようになる。その背景には、総評が安保闘争の収束後、経済闘争に重点を移したことや、社会党が穏健右派の執行部となったことがある。特に江田三郎を中心とする構造改革

派は、核兵器の出現で戦争の性格は一変したという考え方から、平和運動と反体制運動を区別し、戦争勢力と平和勢力の対置ではなく、核兵器と人間を対置すべきだと主張した（『平和辞典』、68頁）。

総評と社会党は1961年７月、それぞれ原水爆禁止運動に関する同様の方針を決め、運動の目標は「原水爆禁止」のみに、またこれに関連する課題は核実験停止・核武装阻止・軍備撤廃・被爆者救援の４項目に限定し、従来の「軍事同盟と外国軍事基地の廃止」の項を削除した。しかし1961年８月の原水禁世界大会では紛糾の末、共産党の意向に沿った大会決議が採択された。これを不服とする総評・社会党・地婦連・日青協の４者は「原水禁執行部不信任」の共同声明を発表し、特に総評・社会党は原水協の役員改選を通じて総評・社会党系の大量進出を図った。その結果、1962年３月の原水協全国理事会は、共産党系理事の反対を押し切り、総評・社会党の路線が反映された「原水爆禁止運動の基本原則」を採択した。そこには、原水爆禁止の実現のため、思想信条や党派の相違を乗り越えて広範な階層の人々を結集、またいかなる国やブロックを問わず原水爆や核戦争準備に関わる行為に対し全否定の立場をとることが記されていた（岩垂1982、28-33頁；『総評四十年史Ⅱ』、395-396頁）。ところが1962年の原水禁世界大会では共産党系が巻き返し、「基本原則」は貫徹されなかった。しかもこの大会ではソ連の核実験に対する評価という、前回大会直後から浮上してきたもう一つの争点が社共の対立を激化させた。

1958年10月末、米英ソ三国は核実験を自発的に停止し、ジュネーヴで核実験停止会議を開始した。しかし会議が核実験の探知問題で難航する中、1961年８月に東独政府が「ベルリンの壁」を構築したことに米英仏が強く反発し、在西独軍の増強を決定すると、ソ連は西側の脅威に対抗するためとして核実験の再開に踏み切った。これを受け米国も９月、核実験の再開を発表し、核実験の自発的停止は崩壊した（長崎1998、104、115頁）。ソ連の核実験再開に対し、政府・自民党や、「いかなる国の核実験にも反対」の立場だった社会党は抗議したが、日本共産党は「アメリカ帝国主義を先頭とする西ヨーロッパの帝国主義がドイツ・ベルリン問題を口実にしてつくりだした核戦争の緊迫した危険に対抗するため」として擁護し、野坂参三議長も９月９日の『アカハタ』紙上で「たとえ

『死の灰』の危険があっても、核実験の再開という非常手段に訴えることはやむをえない」とソ連を擁護した。

ソ連は1962年の原水禁世界大会開催中の8月5日にも核実験を行った。社会党と総評はソ連への抗議と核実験中止を求める緊急動議を出したが、共産党系の反対で成立しなかった。これを不満とした社会党や総評、中立労連（中立労働組合連絡会議、1956年結成）、新産別（全国産業別労働組合連合、1949年結成）の3労働団体、地婦連、日青協、日本山妙法寺、日本社会主義青年同盟（社青同）など11団体が退場、1962年12月にはこれらの団体を中心に「原水禁運動連絡会議」が結成され、運動は分裂した（岩垂1982；『総評四十年史Ⅱ』、396頁）。

こうした対立は、1963年の部分的核実験停止条約（部分核停条約）に対する評価というもう一つの対立点の浮上により、修復不可能となった。ジュネーヴ核実験停止会議での懸案事項であった地下核実験探知所のソ連国内設置を求める米国にソ連が歩み寄ったため、地下核実験を除く大気圏内・宇宙空間・水中における核実験を停止する部分的核実験停止条約が実現することになり、米英ソは同年8月5日に正式調印した。しかし独自の核兵器保有を目指すフランス（1960年6月に初の原爆実験）と中国（1964年10月に初の原爆実験）は1963年10月、同条約への不参加ないし反対を表明した。とりわけ中国の反対の背景には1950年代末以来深刻化してきていた中ソ対立があった。これは社共各党内の親ソ派と親中派の対立に加え、特に社共両党間の対立として顕在化した。

日本政府は8月14日に同条約に調印し、1964年5月の国会審議では自民党、社会党、民社党の賛成を得て承認されるが、共産党は地下核実験を禁止しない同条約が米帝国主義に有利であるとの理由や、当時友好関係を深め、核実験を準備中だった中国への配慮から、反対した（原2000、223頁）。

その間、1963年8月5、6日の原水禁世界大会に向け、総評と社会党は、条約をめぐる対立打開のため共産党と会合を重ねたが不調に終わり、世界大会をボイコットして独自大会の開催を決めた。共産党系のみとなって開催された世界大会では、ソ連代表が条約支持を、中国代表が条約反対を述べて対立したが、大会自体としては「いかなる国」問題にも部分核停条約にも一切触れぬまま、反米帝路線のアピールを採択して閉

幕した。また8月6日、大会終了後に、社会党・総評系が開催した独自大会「原水禁運動を守る国民大会」にはソ連代表も出席して条約支持を表明したため、反核運動は決定的に分裂する（『平和辞典』、68頁；長崎1998、130-131頁）。

社会主義国の核兵器をめぐり、社共両党はさらに、1964年10月15日の中国初の核実験に対する評価でも分かれた。実はこの頃から社会党内部において、左派の一部（佐々木派）が親中派の性格を強めており、また中国初の核実験当時、社会党は中国に代表団を派遣している最中であった。にもかかわらず、親ソ派の社会主義協会の影響力増大を一つの背景に、社会党は「いかなる国の核兵器にも反対」の立場を堅持し、核実験について中国に抗議している（原、2000、224-226頁）。これに対し共産党は、中国初の核実験を擁護する声明を出し、その後1973年7月5日の宮本委員長による発言まで、中ソを始めとする社会主義国の核保有・核実験を防衛的なものとして擁護する立場をとり続けた（『国民政治年鑑』74年版、236頁）[(6)]。

こうした動きの結果、1965年2月1日に「原水爆禁止日本国民会議」（原水禁）が総評や中立労連、新産別、憲法擁護国民連合（護憲連合、1954年設立の総評系国民運動カンパニア組織）、社青同、日本婦人会議などの参加で結成された。結成大会では「いかなる国の核兵器の製造、貯蔵、実験、使用、拡散にも反対、その完全禁止と全廃をめざす」方針などを含む「原水爆禁止運動の基本原則」が決定された。また1965年8月には独自大会「被曝二〇周年原水禁世界大会」が開催され、以後、原水禁の世界大会は「被曝〇〇周年原水禁世界大会」と称して毎年恒例となる。原水禁は1960年代後半、日韓条約批准阻止闘争やヴェトナム反戦運動、沖縄問題、70年安保問題などの反戦平和運動への取り組みに活動を集中していく。その間、社会党の左傾化に伴う社共共闘の進展を背景に、沖縄問題や70年安保などでの原水協との共同行動への機運が生じ、原水禁運動統一論も再三浮上したが、いずれも進展せず、1970年までには統一の機運も冷めていく（『総評四十年史Ⅱ』、397-399頁）。こうして日本の反核運動では民社党・同盟系の核禁会議と社会党・総評系の原水禁、及び共産党系の原水協の3ブロック系列化が確立したのである。この構造の中で、原水禁のみが「いかなる国」の核兵器にも反対する立場

から、民事利用も含めた「いかなる原子力利用」にも反対する立場へと先鋭化し、反原発運動の受け皿となっていくのである。

「いかなる国の核」にも反対するため原水協から分裂した原水禁が、原子力発電を含む「いかなる核」にも反対する立場を持つに至る伏線となったのは、米軍の原子力軍艦の寄港問題である。米国は1963年１月、横須賀と佐世保を原潜の基地として使用させるよう要請する（日本外務省はこれを「寄港」と称する）。ケネディ及びジョンソン政権下で米国は、米国本土核攻撃に対する第二撃力を重視する「柔軟反応戦略」を採用し、ポラリス型核ミサイル搭載の原潜と、核魚雷搭載の対潜水艦攻撃用原潜を核戦略の要として多数配備する。従って原潜基地化は核兵器の日本国内持ち込みを当然伴うことが予想された。同時に、当時はまだ潜水艦用原子炉（加圧水型軽水炉）技術の安定性が未確立だったことを反映して、科学者の間では事故による放射能汚染への懸念も高かった(7)。しかし日本政府は1964年８月、「寄港」承認を米国に回答した（長崎1998、120-121頁）。こうした科学者の動きと並行して、1963年から1964年にかけ、社共両党や総評を中心に抗議行動も行われたが、米原潜の「寄港」は1964年11月12日の米原潜シードラゴン号の佐世保入港から開始され、日常化されていく。

続いて1967年９月、米国は原子力空母エンタープライズの寄港を日本外務省に申し入れ、原子力委員会は11月にこれを承認した。同空母はヴェトナム戦争の北爆に艦載機を参加させていたことから、「エンプラ寄港阻止闘争」は社会党・総評や共産党を始めとして、新左翼学生運動の諸党派や市民団体など、ヴェトナム反戦運動にかかわる多様な集団を巻き込んで展開され、長崎・佐世保入港予定日の1968年１月17日（実際の入港は19日、出港は23日）の前後にはデモ隊と機動隊との激しい衝突を伴ってピークに達した(8)。こうした原子力軍艦の寄港反対闘争は、原子力船「むつ」反対闘争にも受け継がれた。総評ブロックは当初、「むつ」が将来、日本の原子力潜水艦建設につながるという軍事転用可能性の観点から反対していたのである。

原子力軍艦の寄港に伴い、放射能汚染の問題も表面化してきた(9)。加えて、1970年から1971年にかけ、日本の商業用軽水炉が続々と運転を開始したのに伴い、敦賀や東海の発電所で放射能汚染が現実に発生してい

ることが発覚する（『国民政治年鑑』72年版、260頁）。さらに1971年から1973年にかけ、軽水炉の緊急炉心冷却装置（ECCS）欠陥問題が米国で大きな論争となった[10]。こうした事件を機に、原水禁や総評は軍事転用と公害発生源の両方の危険性を持つ存在として原子力を捉え直し、軍民不可分性を改めて強調するようになった。原水爆禁止運動が政党系列化のために停滞する中、社会党・総評ブロックは、反公害と原水爆禁止という既存の認知的動員の枠にはめ込むことが可能な原子力問題に、大衆運動の新たな可能性を見出したのである[11]。

そこで次に、公害反対運動の高揚を背景に一定の大衆的基盤を獲得し始めていた反原発住民運動の発生を見てみよう。

2．反原発住民運動の形成と社会党の反原発路線

第五福竜丸事件をきっかけに原水爆禁止運動が高揚、組織化されて以来、原水爆実験の禁止を求める意見は国民アイデンティティの性格を帯び、世論の圧倒的多数を占めるようになった（柴田・友清1999、12頁）。このように原子力の軍事利用の拒絶が早くから定着したのとは対照的に、原子力の民生利用への反対意見は1968年頃まで世論の中にほとんど表面化しなかった。国民一般の原子力に対する認識は乏しく、その態度は肯定的であった。新聞の論調は、各論は別として原子力の「平和利用」の歓迎で一致していた。また全国の海岸部の低開発地域では工業立地への要望が強く、初期の原発の建設計画に対しては、道府県知事が市町村を先導する形で原発誘致による地域開発を推進し、町村当局ぐるみの陳情活動が盛んに行われた。現在原発が運転または計画中の地点のほとんどは、1960年代末までに原発計画が浮上した地点である。

日本原電が茨城県東海村に建設した日本初の商業炉は、その安全性をめぐり専門家の間では論争があったが、住民の反対運動には遭わぬまま、1966年には運転を開始した。その間、1963年頃から米国の原子炉メーカーが軽水炉の売り込みを本格化させると、電力各社は自力で軽水炉建設に乗り出す。特に福島県と福井県には東京電力と関西電力が次々と原発を建設していくが、住民の反対運動はほとんど起こらなかった[12]。

この頃、反対運動が発生したのはごく一部の地点だった。研究用原子炉の立地に反対する最初の住民運動は1957年に「関西研究原子炉」計画

をめぐって発生していた。1964年には商業用原発の立地に反対する漁協や町ぐるみの住民運動が、三重県南島町と紀勢町にまたがる芦浜地区への中部電力の原発建設計画をめぐって発生した。1966年には芦浜原発計画の後押しを意図して自民党の中曽根康弘議員を団長とする衆議院科学技術振興特別委員会の視察団が現地に向かったが、漁民による実力阻止に遭い、数十名の逮捕者を出すという事件も起こった。この「長島事件」の結果、中部電力は芦浜原発計画を当面棚上げし、静岡県浜岡町の原発立地に比重を移した。また政府は住民運動への直接の介入が高い代償を伴う危険性のあることを学び、原発立地を受け入れた地域への地域振興策を通じた間接的介入に紛争管理策の重点を置くことになる(13)。

同じ頃、核燃料関連施設についても組織的な反対運動が発生した。1964年9月、原燃公社（1967年に動燃に改組）は茨城県及び東海村に対し、日本初の再処理工場を東海村に建設することを申し入れたが、同年12月、茨城県議会が反対決議を行った。続いて東海村に隣接する勝田市（1965年1月及び1967年6月）と日立市（1968年9月）でも市議会が再処理工場設置反対を決議した。さらに茨城県漁業共同組合連合会（茨城県漁連）も1966年8月と1968年2月の二回にわたり反対を表明した。反対の最大の理由は米軍水戸対地射爆撃場の隣接地への再処理工場建設に対する安全上の懸念だった。地元合意の問題は政府が1969年9月、水戸射爆撃場を3～4年以内に実現する旨の閣議決定を行ったことで打開され（実際の移転は1973年3月に実現）、1970年4～5月にかけて行われた茨城県知事と科技庁との交渉で合意が成立した。こうして東海再処理工場は1971年6月に着工したが、県漁連は1974年11月に動燃と漁業補償契約を締結するまで反対運動を続けた（吉岡1999、123頁）。

こうした反対運動はまだ孤立した例外にすぎなかったが、1968年から反対住民の組織化は徐々に全国各地へと広がっていった。直接のきっかけは、芦浜原発計画の場合も含め、多くの計画地点で誘致の決定が予定地住民に知らせず秘密裏に行われ、電力会社や県に対する住民の不信感が強まったことにあった。しかし全般的な背景としては公害問題の激化と反対運動の高揚があった。原子力問題もしばしば「原子力公害」や「放射能公害」と呼ばれ、「公害問題」という既存の枠組みで捉えられた。このため反原発運動への動員も容易になり、また反公害闘争への支援を

新しい有望な大衆運動の課題として強化しようとしていた総評・社会党にとっても、原発問題はとっつきやすい争点であったといえよう。

しかし政府が原子力を「無公害エネルギー」として宣伝したように、原子力には「公害問題」として捉えにくい面もあった。「公害」という言葉には可視的な環境汚染や開発による具体的な生活環境破壊というイメージがあったが、放射能汚染は不可視的であり、発電所建設による生活基盤の破壊も含め、原子力「公害」を具体性のある問題として感じることのできる層は非常に限られていた。1970年代までは、火力発電所も大気汚染源として大きな問題になっており、石油危機を契機に化石燃料の消費拡大も問題視されるようになった。従って原発立地紛争とは縁のない一般市民の間では、少なくとも米国スリーマイル島原発事故（1979年３月）まで、「原子力＝公害」という図式より「原子力対公害」という図式の方がもっともらしく見えたであろう。

公害という認識枠組に加え、反対住民運動の全国的発生を促したのは、軽水炉建設計画の急激な増加である。原子力委員会の長期計画における原発の開発目標の規模は、「67長計」以後、常に過大な目標が掲げられるようになったが、これは「レートベース方式」での事業報酬算定基準と並んで、電力会社の設備投資意欲を促進する効果を持っていた（田中優2000）。特に石油危機前の「72長計」は、1980年と1985年、及び1990年の原発設備容量をそれぞれ3200万kW、6000万kW、及び１億kWと「予想」した（実績は1568kW、2469kW、及び3165kW）（図３－１）。その結果、電調審で新規着手が認められた原発の数は、1968年のゼロから、1969年から1972年にかけての年約４基に急増した（図３－２）。原発建設ラッシュの到来に対応して、大半の新設地点の他、茨城県東海村や福井県敦賀市周辺など、当初は反対運動が形成されなかった増設地点でも、住民運動が形成され始めた。

住民運動が各地で表面化すると、一部の原発計画地点で日本科学者会議や原水協・平和委員会の県支部など共産党系の組織と、原水禁や県評・地区労、地元の社会党支部や地方議員など社会党・総評系の組織が反原発住民運動への支援を開始した。例えば新潟県柏崎市では早くも1968年９月に柏崎地区労定期大会で原発誘致反対が決議され、地区労と地元の社会・共産両党を中核にした「原発反対市民会議」が組織された。

また、やはり1968年9月には茨城県労連が勝田市に約八百名の組合員や市民を集め、東海村に核燃料再処理工場を建設する動燃の計画に反対する県民大会を開いている（『国民政治年鑑』69年版、203-204頁）。東海再処理工場の建設反対運動には共産党の影響力の強い原研の職員も参加し、職員と家族三百余名の反対署名が同じ時期、東海村議会に提出されている。しかし、柏崎市の「原発反対市民会議」は結成されはしたものの、目立った活動を行わず、反対運動はむしろ社共両党とは別に結成された「柏崎原発反対同盟」や、荒浜・刈羽など原発予定地の幾つかの地区に結成された地元農家の「地元守る会」という住民運動組織によって行われた。「守る会」結成には、「全国原子力科学技術者連合」（全原連）に属する東京の学生の説得が重要な役割を果たした（『国民政治年鑑』72年版、435頁）。また東海再処理工場反対闘争も勝田市の市長が中心となった町ぐるみの反対闘争として行われ、労組の参加は傍流にすぎなかった。しかし1970年頃から、革新政党と労組、及び系列の平和運動団体は、より多くの地点で反原発住民運動支援に積極的なテコ入れを始めた。そうした地点としては特に北海道・岩内町（共和・泊原発計画）や、すでに敦賀原発が運開を控えていた福井県（敦賀・美浜・大飯・高浜）が挙げられる。

原水禁の中央も1969年8月の「被曝二四周年原水禁世界大会」で初めて「核燃料再処理工場設置反対の決議」を採択し、同年11月末には柏崎市で最初の反原発全国活動者会議を開いた。続いて1970年には8月の「被曝二五周年」大会で初めて基調報告に原発問題を入れ、特別企画として「原子力平和利用に関する分科会」を設けた。また1970年11月には「原発・再処理工場反対全国連絡会議」を茨城県那珂湊市（現・ひたちなか市）で開いた。さらに1971年8月の「被曝二六周年」大会では初めて「反原発」を中心スローガンに掲げ、1972年8月の「被爆二七周年」大会では「原発・再処理問題分科会」を常設にした（原水禁2002、170頁）。原水禁に押される形で、総評や社会党も原子力への批判を強めていく。その結果、1970年代から1980年代前半までを通じ、総評ブロックは日本の反原発運動にとって最も有力な体制内共闘者となったのである。

もちろん、社会党の反原発政策の採用は、1960年代半ばに確立し、1970年代後半まで続いた党内左派の支配と、党の抵抗政党化を一般的な

背景としていた。1945年の結党以来、1950年代初頭までの社会党は右派が主導権を握り、1948年には片山哲を首班として保守二党との連合政権に参加した。その後1951年10月、社会党は、労働界の左右対立も反映して、西側諸国のみとの講和条約調印と日米安保条約の両方に反対する左派社会党と、講和条約調印には賛成する右派社会党に分裂した。1955年に両派が再統一した際の党綱領は、右派作成の綱領を基にしており、以後1950年代末まで社会党内では穏健右派と穏健左派の派閥連合が主導権を維持した（中北1993）。

しかし1950年代後半には、安保条約改定や警職法改正に反対する運動や三井三池炭鉱闘争の高揚を背景に、社会党左派が勢力を伸ばし、1960年代にその党内支配が確立する。その最初の契機は1960年、安保容認姿勢を左派から糾弾されて離党した党内最右派の西尾派による民主社会党結成であった。これで社会党内派閥の均衡は大きく左に傾いた。左傾化の第二の契機は1961年から1962年にかけて紛糾した「構造改革論」をめぐる党内論争である。元々はイタリア共産党に端を発しながらも、国民政党と福祉国家を目指す点で社会民主主義的色彩を帯びた構造改革路線を、当時の書記長だった穏健左派（鈴木派）の江田三郎が提唱し、右派（河上派）や中間派（和田派）が支持したが、社会主義協会から影響を受けた最左派は反発し、鈴木派の佐々木更三を中心とするグループと組んでこれをつぶした。社会主義協会は、九大教授・向坂逸郎の教条的な労農派マルクス主義理論を信奉する理論集団であり、党の地方活動家層に浸透していた。構造改革論争の後、江田三郎は次第に党内野党的な立場に追いやられ、1977年には社会党を離党、社会市民連合（後の社会民主連合）を結成することになる。党の分裂を引き起こしたいずれの事件も、左派が主流だった総評指導部の意向を反映していたと言われる（新川1999）。

1964年12月の第24回党大会までに、党の主導権は左派の派閥連合に掌握された。実質的に綱領にとって代わる綱領的文書『日本における社会主義への道』（通称『道』）が左派主導で作成され、1966年１月の第27回党大会で最終的に承認される。そこでは構造改革論はもとより、左右社会党統一時の綱領も明文で否定された。『道』は、政治状況の分析において教条的な帝国主義論・国家独占資本主義論を採用するとともに、社

会主義革命政権に移行するまでの「過渡的」な社会党政権樹立はともかく、究極的には議会制民主主義による漸進的改良を否定した（新川1999、64頁）。『道』の作成及び採択に相前後して、社会党執行部の人事は党内抗争や選挙での敗北などを反映して目まぐるしく交代する。しかし1970年12月の第34回党大会で、佐々木派・勝間田派を軸に総評主流派・社会主義協会の支援を受けた無派閥の成田委員長と、勝間田派の石橋政嗣書記長の体制が誕生した。この体制は1977年末まで７年間にわたって継続し、左派のヘゲモニーが完成した。成田と石橋の執行部の下、社会主義協会は地方の党活動家だけでなく、中央執行部や本部書記局にも勢力を広げ、党内派閥化した。

成田・石橋執行部成立から約一年後、社会党は反原発運動方針を採用する。従って党内左派支配の安定が反原発闘争への支援を容易にしたことは疑いない。しかし上住充弘（1992、402、608頁）はさらに社会党右派の立場から、反原発路線の採用が党内親ソ派（協会派）の陰謀に由来すると見る。彼によると1967年、「原発が核兵器の材料になるプルトニュームを作り出すので反対すべきだとする点を強調した宣伝文が、在日ソ連大使館から社会党議員の手を通じて持ち込まれて以降、反原発運動は、反核・反米運動と結合して拡大し、遂に三輪寿壮や松前重義（引用者注：共に「河上派」）らが推進した社会党の原発平和利用推進政策を変えさせ、今日に至っている。ソ連はこの運動に支えられて、日本の世論から殆どインパクトを受けることなく、自由にプルトニュームを生産すると共に、北西太平洋やオホーツク海、シベリア極東部に、巨大な核戦力を配備することができたのであった」。

しかしこうした見方は、イデオロギーに基づく社会党の「上から」の指導力を過大評価している。日本共産党の原子力推進論が示すように、共産主義諸国でも強力に推進されていた原子力発電に反対の立場を採るのは、科学技術の進歩に生産力の発展を求めるマルクス主義イデオロギーから見て、自明ではない。社会党の反原発政策は、それ自体自己矛盾ではあるがマルクス主義と本質的に関係がなく、むしろ原水禁運動や党の地方活動家によって「下から」持ち込まれたものである。原水禁による反原発路線の採用は共産党系の原水協との競合にも規定されていたとしても、反原発運動が住民運動として一定の大衆的基盤を獲得したこ

とが前提となっていた。同時に、原水禁が核の軍事利用を民生利用と不可分と見なし、原発問題を反戦平和運動の認識枠組みで解釈するようになることが必要だった。いずれにせよ日本社会党がマルクス・レーニン主義左派の支配下で抵抗政党化したからといって、反原発路線の採用は自明ではなく、それを党内の伝統的な左右対立の図式にのみ当てはめて理解しようとするのは妥当とは言えないだろう。

このように地方の活動家による住民運動支援に始まり、中央の原水禁や総評が反原発闘争への肩入れを表面化させるにつれ、社会党も原子力開発への反対姿勢を強める。1971年10月、社会党政策審議会は「原子力発電に関する当面の見解－新・増設を即時中止せよ－」を決定し、その中で「すでに稼動中ないし地上装置の建設が進んでいるもの以外の、原子力発電所新・増設計画及び再処理工場の建設計画を、すべて即時中止することを要求」した（『国民政治年鑑』72年版、269頁）。ただ原発や再処理工場の新・増設については即時中止を求めてはいたものの、この段階ではまだ、稼動中や建設中の原発は容認する比較的穏健な立場をとっていたことは注目される。こうした線に沿って1972年１月28日の第35回党大会では、反原発の立場が党の運動方針に正式に採用された。

社会党が運動方針に反原発闘争を採用したことを受け、原水禁国民会議は党大会翌日の1972年１月29日から31日まで、すでに原発計画の集中地点となっていた福井県敦賀市で「全国的な力を結集しよう」をスローガンに原発反対運動全国活動者会議を開き、北海道、福島、新潟、三重、愛媛など18都道府県の反原発住民運動代表100人が参加した。そこでは反原発運動の当面の戦略的課題として、10項目の合意が決議された。10項目とは、①公聴会開催の要求②裁判闘争強化③署名・リコール運動④既設原発に対する地方自治体の原子力安全条例・協定の獲得⑤国会活動⑥再処理工場設置反対闘争⑦科学者・専門家との協力⑧運動側の宣伝機関の形成⑨マスコミ対策⑩反原発運動の情報連絡センターの設置である（『国民政治年鑑』73年版、246-247頁）。このうち、④③②は1970年代前半から中盤にかけての反原発住民運動の主要な戦術となり、①と⑤は総評・社会党の反原発闘争の主な焦点となる。また⑦と⑩は1975年の原子力資料情報室の設置につながる。この活動者会議は、原水禁国民会議の支援を受けた反原発運動の主流形成の起点となったのである。

さらに1972年9月1日、付近の東海村で再処理工場建設が問題となっていた茨城県水戸市で、総評・社会党は初の「原発対策全国代表者会議」を開催し、「中央に社会党、総評、原水禁国民会議、電力関係労組などを中心に共闘会議を結成、各地の住民運動組織と連絡をとって、政府に要求を出す」方針を決定した。「要求の内容としては、①すでに運転中または建設が大幅に進んでいる原発については、その管理、安全、監視体制を抜本的に改善するため、運転の一時停止などの措置をとり、十分に信頼し得る体制を早急に確立すること②新たな建設計画や、建設がそれほど進んでいないもの及び核燃料再処理工場は、安全のための諸条件が満たされない限り建設を取止めること③自治体の首長の意思や議会の議決と、住民の意思（住民投票や署名の結果）が相反する場合は住民の意思を尊重すること、など」を挙げた(14)。また原水禁は、反原発住民運動との連帯を強化するとともに、都市の市民運動活動家との連携も求め、1972年10月下旬には東京で「核燃料工場反対全国活動者会議」を開いた。この会議には各地の反原発住民運動代表のほか、「公害問題研究会」や「全国原子力科学技術者連合」（全原連）など、大学や市井の研究者・市民運動活動家のグループが参加した(15)。

以上のように、原水禁を先兵として、総評・社会党の反原発闘争は1972年中に態勢が確立し、1973年から住民運動への支援を本格化させる。特に、東海第二原発設置許可取り消しを求める行政不服審査法に基づく異議申立て（1973年2月）及び行政訴訟（同10月提訴）の組織的支援や、福島第二原発1号炉に関する原子力委員会主催の公聴会開催阻止闘争（後述、1973年9月）への総評系労組員の大量動員が代表的なものとして挙げられる。

石油危機直後の1974年6月からは、主に総評系労組の組織的支援を受けた住民運動による抗議行動が激化した。1974年6月、柏崎市荒浜地区の原発建設予定地に、新潟県評などの支援を受けた反対派が団結小屋を建設し、土地占拠を始めた。同月、青森県では科技庁や首相が出力試験を目的に原子力船「むつ」の強行出港を示唆したことに反発し、むつ地区労や地元の住民運動団体、自然保護グループなどが「原船母港・下北原発反対共闘会議」という反原発革新共闘組織を結成する。やはり同月、佐賀県玄海町では、建設中の玄海原発へ九州電力が東海村の三菱原子燃

料の工場から核燃料を輸送し、発電所敷地へ搬入しようとしたことに抗議し、総評系の反原発革新共闘組織「玄海原発設置反対佐賀県連絡会議」が労組員900名を動員して核燃料輸送車の入構を妨害する全国初の行動を行い、機動隊500人と対峙した。さらに6月末、鹿児島県川内市では、市議会原発問題特別委員会が6月24日に採択した川内原発建設促進を求める請願を市議会が29日に強行採決するのを阻止するため、「川内原発反対連絡協議会」（社共公明、地区労、住民の反原発革新共闘組織）に動員された労組員を中心に建設予定地周辺の主婦や鹿児島大学生など反対派1000人が市役所広場に集結し、商工業者などが動員した1000人の推進派と小競り合いをした。続いて7月上旬、総評系の「原発建設反対福島県共闘会議」に動員された労組員や住民350人は、東電福島第一原発から首都圏へ電力を送るための超大型トランスの搬送に抗議するデモを行い、500人を投入した福島県警機動隊に反対派3名が逮捕された。また7月下旬、鹿児島市では鹿児島県議会の総務警察委員会で川内原発建設推進の請願が強行採択されたことに抗議し、反対派住民50人が委員会に乱入した。こうした動きは、8月から9月にかけての「むつ」の出力試験問題で頂点を迎えることになる。

3．電力労働における対立構造と曖昧な野党間関係

しかし総評ブロックの反原発路線の背景としては、電力労働界における総評系と同盟系の対立構造にも触れておかねばならない。戦後の電力労働者は1947年5月に日本発送電株式会社（日発）と9つの配電会社の労働者13万人を網羅する全国単一の産業別組織、日本電気産業労働組合（電産）へと組織された。電産は共産党の影響下にあった産別会議の有力組合として戦後初期の労働運動における先導的な役割を果たし、いわゆる「電産型賃金」（生活費を基準とする最低賃金制の確立）などの成果を獲得した。しかし1950年、朝鮮戦争勃発を背景にGHQは組合からの共産党員排除を指令し、また反共産主義の労働団体として総評の結成を後押しする。これに電力資本側も2000人以上の人員整理で応じ、また電産内部では反共産主義の民主化同盟が主導権を握り、産別会議から離脱して総評（1950年結成）の有力組合に発展する。しかし総評が戦闘性を強めるにつれ、電力労働者の間では総評からも離れる傾向が強まり、

政府の電源開発促進政策に呼応した経営者主導による事業の合理化及び拡大に積極的に協力することで、労働者の生活向上を図るべきだという空気が強まっていった。また GHQ の指令（1951年）による日発の解体と、発送配電を地域独占する9電力体制の確立は、産業別組織からの労働者の離脱と企業別組合への再編をはかる経営側の動きに追い風となった。そうした中、1952年に電産は炭労とともに戦闘的な賃金闘争を展開したが、企業別の交渉を主張する会社側に敗れた。この敗北を機に、電産を離脱して企業別の第二組合を結成する動きが決定的となった。1954年5月、そうした企業別組合の連合体として全国電力労働組合連合会（電力労連）が発足した。これを受け電産は1956年、各地方ごとに電力労連と統一する方針を決定し、統一を拒否した約千人の中国電産を残して、事実上解散した（正村1990、533-535頁；清水1982）。やがて電力労連は1964年に発足する同盟の有力単産に成長していく。

しかし旧電産系と第二組合との統合が容易には進まず、小分裂に発展した例が一部にはある。全九州電力労働組合（全九電）、全北海道電力労働組合（全北電）、及び九州電力検集労働組合（九電検集労）である。例えば全九電は早くも1958年に運動方針の違いをめぐって分裂し、1962年には総評加盟労組となり、1968年には電産中国とともに、総評系の全日本電力労働組合協議会（全電力）に加盟した。

また北海道では1956年に第二組合と電産北海道が統合し、北海電労を結成したが、旧電産系勢力は総評路線の支持を続けた。1964年に電力労連が同盟に一括加入する方針を打ち出したのを受け、北海電労は道同盟に加入したが、各支部の地区労（総評・全道労協系）脱退については各支部の自主的判断に委ねたため、9支部のうち電産系勢力の強い5支部はその後も地区労を脱退しなかった[16]。このため、北海電労は「頭は同盟系、足は総評系」という変則的状態を続け、両勢力の対立は道同盟加盟後に激化し、1968年7月の定時大会で頂点に達した。これを機に同月、全北電が組合員603人で結成され、総評系の全北海道労働組合協議会（全道労協）及び全電力に加盟した（北海道労働部編1979、84-86頁）。全北電は職場から「公害を出さない」という立場から全道労協及び社会党と公害問題への取り組みを始め、1969年の共和・泊原発立地決定を機に原発反対運動に関わるようになった（鳴海1977、43-44頁）。

同盟系の企業主義的な電力労連が多数派を占める電力労働界にあって、総評系の体制批判的少数派を形成するようになった全電力（1971年当時で4500人、筒井時雄議長）は、1971年１月初頭、「原発に関する全国会議」を福岡市で開き、反原発住民運動との連携や、総評と協力して電力企業内での反原発闘争を進めることを決議した。その際、反原発闘争を進める理由として①米国の原潜用に開発された軽水炉技術の安全性への懸念のほか、②電力会社が原子力基本法の三原則（自主・民主・公開）を無視する恐れが強いこと、さらに③日本の放射性物質取扱基準の不備が原発労働者の被曝リスクを高めることを挙げた(17)。

こうした総評系と同盟系の対立構造にもかかわらず、原子力をめぐるブロック間関係は、1970年代前半にはまだ先鋭化しなかった。これは当時の野党ブロック間関係全般の相対的な柔軟性と無縁ではなかった。

1960年代前半、社・共両党は外交路線や原水禁運動などをめぐって対立していたが、60年代後半になると地方レベルでの社共共闘が進展する。なかでも東京では、1967年４月の都知事選挙に向け、幅広い都民の結集も狙った「明るい革新都政をつくる会」の結成を通じて社共の選挙協力が実現し、美濃部亮吉・東京教育大学教授の当選という成果を挙げ、全国で誕生する革新自治体のモデルケースとなった。社会党が都知事選挙での社共共闘に踏み切った背景には、直前の1967年１月29日に行われた第31回衆議院選挙での敗北もあった。直前に自民党政府閣僚の不祥事が相次いだため、自民党の不利が予想されていたが、実際には自民党と社会党がともに数議席を微減させる一方（それぞれ277及び140議席）、衆院選初参加の公明党が25議席を確保、民社党も７議席増やして30議席になり、共産党は５議席を維持、野党多党化が本格化した。総選挙での敗北という窮状を打開するため、社会党は美濃部の擁立と社共選挙協力による都知事選に臨んだのである。ただ、衆議院における社会党の140議席はまだ野党の中では突出して大きかったため、社会党は1968年１月の定期党大会で採択した「中期路線」において、共産党など他野党との協力を政権構想の中に明確化していなかった。しかし70年安保闘争に向けた反戦平和運動を中心とする大衆運動レベルでは野党共闘、特に社共共闘が積極的に追求された（前田1995、132-133頁）。

その後、選挙での社会党の低落が再三確認されるにつれ、野党間協力

は中央での政権構想としても位置づけられるようになる。1968年7月7日に行われた参議院選挙でも社会党は8議席を減らして敗北、公明、民社、共産の各党は数議席増やしていた。日米間の外交交渉で沖縄返還に目途をつけた実績を問うため、佐藤栄作首相が打って出た1969年12月27日の解散総選挙では、自民党が前回を11議席上回る288議席で圧勝したが、社会党は50議席減の90議席に転落し、大惨敗を喫した。また民社党の獲得議席は前回とほとんど変わらぬ31議席であったが、公明党は47議席に、共産党は14議席へとそれぞれ躍進した。野党の多党化が固定化すると、野党の政権構想も連合政権を目指すものとならざるをえない。最初に動き出したのは1970年に相次いで出された社公民の連合構想である[18]。これは社会党内では江田派を中心とした右派が推進し、共産党の排除と、公明をブリッジとした民社党との連携を意味していた。しかし成田・石橋体制を確立させた1970年11月の第34回党大会で採択した「新中期路線」の中で社会党が打ち出したのは、大衆運動における野党間協力と並び、政権構想では共産党を排除しない「全野党共闘」路線であった（前田1995、133-134頁）。この路線は、社共提携を中軸として機会主義的に公明・民社とも組むもので、1971年4月の統一地方選挙では東京や大阪の知事選挙で成果を収めた。

ただ道府県議選における共産党の躍進に社会党内では警戒感も強まり、1971年6月の参議院選挙では幾つかの選挙区で社公民の選挙協力が成果を収め、社会党は全体で改選議席を5つ上回る39議席を獲得してもいる。その結果、非改選分も含めた参議院の議席配分は、自民党の135議席に対し、社会党の66議席や公明党の23議席を含む4野党120議席となり、与野党伯仲状況の実現が目前となった（飯塚1985、316-318頁）。しかし社会党右派が依然固執する「社公民路線」は、左派優位の社会党執行部によって認められたわけではなく、田中角栄政権下の1972年12月10日に行われた衆議院選挙で一旦崩壊する。

1972年7月に首相に就任した田中角栄は、工業再配置の促進によって高度経済成長の果実を地方へ還元することを提案した「日本列島改造論」で話題を集めたが、中国との国交回復の実現（1972年9月）を受けて行った1972年12月の解散総選挙で自民党は後退した。社会党は118議席にやや復調、共産党は24議席増の38議席を獲得して野党第二党に躍進したの

に対し、民社、公明両党はそれぞれ19議席、29議席と後退した。「日本列島改造論」が選挙では高く評価されなかった背景には、すでに佐藤栄作政権下で、公害や、過密化する大都市での住宅・学校・下水道など生活関連社会資本整備の遅れが大きく社会問題化していたことが指摘できる。地域間経済格差の是正策として提案された大規模地域開発は、激化する都市問題への解答とならないばかりか、むしろ土地投機による地価上昇や環境破壊を引き起こした。有権者の政策選好の変化は、総選挙における社共両党の伸張や、両党間の選挙協力を中心とした革新自治体の高揚に反映されていた。

総選挙の結果、公明党は1973年１月の中央委員会で路線を左に移動し、革新色と反自民色を強めた。特に安保条約については従来の「早期解消」から「即時廃棄」に変更し、また共産党との関係では国会における個別課題ごとの協力や、首長選挙での社会党を挟んだ「ブリッジ共闘」を排除しないことを示唆した。また1973年３月に公明党は美濃部都知事との間で友好協力関係を約束し、知事与党になった（前田1995、134-135頁）。

ただ、「社公民路線」の挫折は「全野党共闘路線」の安定を意味しない。党勢が拡大した共産党はしばしば、外交路線や非武装中立論について社会党への攻撃を強めた。また民社党は基本的には共産党との協力を否定しており、四野党全部の共闘はむしろ例外的であった。国政選挙や地方選での選挙協力で社会党が社共共闘に傾くか、社公民共闘に傾くかによって、野党間関係は紛糾した。しかし1976年夏に総評の執行部が交代するまで、総評が左派主導の社会党執行部を支持し続けたこともあり、「全野党共闘路線」は1970年代半ばまで貫徹されることになった。

各ブロックの原子力に対する立場の相違が先鋭化しなかったのは、このように曖昧な野党間関係を反映していたと見ることができる。とりわけ、幾つかの原発計画地点では、住民運動と革新団体の反原発共闘組織において、部分的ながら社共共闘が実現した。共産党は原子力の民生利用に対する肯定的姿勢を堅持していたが、一部の地点では日本科学者会議の会員や地方の共産党員がかなり熱心に、また早くから、住民運動への支援を開始していた。日本科学者会議は1971年に反対派住民と合同で初の「原発シンポジウム」を北海道岩内町で主催し、以後ほぼ１、２年おきに同様の「原発シンポ」を原発計画の係争地付近で開催するように

なった。さらに公明党は政府の原子力政策に批判的な態度を持っており、長崎県佐世保市での原子力船むつ反対闘争にも支持を表明していた。また民社党・同盟ブロックでは電力労連が基本的に原子力を推進しながらも、1975年の執行部交代まで、労働者被爆問題に関し、原子力発電の推進に最低限批判的な姿勢を残していた。

政治状況の方は、1972年の衆院選での敗北を喫した田中内閣が、列島改造計画に伴う公共事業関係費や「70歳以上の老人医療無料化」に代表される社会保障関係費の増額を盛り込んだ大型予算の編成を組んだが、第一次石油危機の影響と合わせて極度のインフレを招き、内閣不支持率は1973年11月には60％に達した。また1974年７月７日投票の参議院選挙では、自民党が多数のタレント候補の擁立や、企業社員の集票活動への動員を通じた強引な選挙戦を展開したが、かえって議席を減少させた。野党は共産党が倍増して20議席となり、二院クラブが４議席を獲得した他は、変化に乏しかったが、与党は保守系無所属を取り込んでも129議席となり、非改選を含めた参議院での与野党差は野党（122議席）との７議席差にまで縮まった。伯仲状態は一層深まり、自民党政権による原発立地問題への対応にも影を落とすことになる。

第二節　紛争管理

１．手続的対応

反原発住民運動の全国各地での表面化によって原発立地が難航する様相を見せ始めたことに対して、支配的連合は、まず三様の手続的対応を打ち出した。その第一は、原発建設地点の道府県との電力会社による原子力安全協定締結である。原発事故や放射能汚染、温排水による漁業被害に対する住民の不安の払拭を図るのが目的だった。1969年４月までに、日本原電と関電は福井県と、それぞれ建設中の敦賀及び美浜原発の、また東電も福島県と、建設中の福島第一原発の安全性確保について協定を結んだ（『補償研究』1969、42-44頁）。

原子力安全協定という慣行は、日本独特と言われる公害防止協定をモデルにしていた。公害防止協定は、1964年に磯子石炭火力発電所の建設をめぐり、準国営の電発と横浜市が初めて締結し、民間企業としては東

電が1968年に初めて、東京都との間に火発の建設に際して結んだ。以来、企業と地方自治体が結ぶ公害防止協定は、1960年代末以降、火発建設の際に実質的に不可欠の手続として定着し（日本エネルギー経済研究所1986、213頁）、また他の環境汚染施設へも拡大し、原発もその延長線上にあった。原子力安全協定の多くは電力会社と県を当事者としていたが、浜岡原発について中部電力と静岡県が1971年３月に結んだ協定のように、通産省の異論に抗して関係する町村役場当局を加え、また自治体当局による原発への立ち入り調査権限や危険時における一時停止の規定を盛り込んだものもあり、原発反対派も一定の評価をしていた（『国民政治年鑑』73年版、245頁）。

しかし自治体と企業の間に協定を結ぶ方式が、火発による可視的な公害の監視にはある程度有効であったとしても、火発とは本質的に異なるリスクを有する原発の場合、十分に機能する条件があったとは言い難い。原子力技術に固有のリスクは、専門家の介在を不可欠とする次のような特徴を持つ（Rüdig 1990, p.53）。第一に、放射能による汚染は、多くの化学災害と同様、普通の市民の五感では感知できず、その確認や分析、取り扱いに専門家を必要とする。このように「社会的に不可視的な汚染」の原因者は責任を免れやすく、たとえ汚染が確認されても潜在的被害者にその危険を納得させるのは難しい。第二に、原子力施設の大事故は、発生した際のリスクは途方もなく大きいが発生する確率は低いと考えられており、素人にはリスクの性質と確率を評価するのが難しい。第三に、原子力技術は非常に複雑であるので、限られた数の専門家にしか理解しがたい。ところが、こうした原子力技術の特殊性に対し、自治体は電力会社に挑戦できるほど十分な専門性を持たない。しかも放射線測定は、例えば東電と福島県の協定の場合、両者の定める計画に基づき、東電側が行うことになっていた。住民は測定作業に直接参加できず、測定結果を誰がいかなる規準に基づいて評価し、さらにそれを公表するのか否かも未確立だった。

もちろん住民自身も高度な専門性を直接に持ってはいないが、1970年代には、批判的科学者のグループが住民運動の支援を行っていた。そのことを前提とすれば、電力会社との対立を避けがちな自治体当局だけでなく、反対派住民代表にも協定の当事者性を認めることは、安全協定の

実効性を高める上で意義があったであろう。

しかし安全協定の狙いは別のところにあった。それは次の文章に要約されよう。「これは（中略）地元住民に不必要な不安感を持たせないように配慮したものであり、そのうえ、これはこんごの原子力発電所の建設を円滑に進めるためにも、大きな意味をもってくるわけである。（中略）これを地域開発ともからめてどう位置づけていくかがこんごの課題ともなっている」（『補償研究』1969、43頁）。自治体と電力会社が住民の頭越しに結ぶ協定は、放射能汚染に対する住民や漁民の「不必要な」不安に証拠を与えないがためのものであった。

支配的連合による第二の対応策は国による原発公聴会の開催である。特定原発の建設に関わる論点を議題にした政府機関主催の初の公聴会は、日本初の商用炉として東海村に建設が予定されていた「コールダーホール型」黒鉛減速炭酸ガス冷却炉の安全性に関して1959年夏に開かれた原子力委員会主催の公聴会と、日本学術会議主催のシンポジウムである。これは1957年10月、英国スコットランド・カンブリア地方のウインズケイル（セラフィールド）で、同型炉の前身である軍用プルトニウム生産炉が炉心火災を発端にしてメルトダウンを起こし、周辺環境に多量の放射能を撒き散らした過酷事故がきっかけで開かれたものだった（吉岡1999、103頁）。

その後、政府機関による原発公聴会は、しばらく開かれなかったが、公聴会の開催は、1971年頃から、社会党・総評ブロックや日本科学者会議の常套的な要求となった。その背景には、1970年代前半の米国における軽水炉安全性論争で、米国原子力委員会（AEC）主催の公聴会が注目すべき役割を果たしたことがある。また原子力基本法に謳われている「自主・民主・公開」の原則は、公聴会開催要求の拠り所となった。

こうした要求を国も無視できなくなり、原子力委員会は1973年9月17、18日、東電福島第二原発1号炉の建設について、福島市で初めて公聴会を開催した。原子力委員会の内規では、公聴会の開催は以下の4要件に基づくべきものとされていた。①原子炉が一地区に集中する②新型原子炉を建設する③出力が大きい④地元知事の要請があること、である[19]。福島第二原発はこのうち②の集中立地に該当したというのが原子力委員会の言い分であった。しかし18日には労組員や新潟・柏崎など全国から

集まった反原発活動家千人以上が座り込みやジグザグデモなどにより公聴会開催の実力阻止行動に訴えたため、機動隊に排除されるなど混乱が起こった。公聴会の内容も、地元住民40人が15分ずつ持ち時間を与えられて賛成や反対の意見を述べたが、「言いっ放し、聞きっ放しではないか」と評判が悪かった(20)。この公聴会の失敗以後、「公開ヒアリング」制度が実施される1980年までの間、原子力施設建設に伴う国主催の公聴会は一度も開かれなかった(21)。

第三の対応策は科技庁・原子力委員会による情報公開の試みである。1955年12月に国会で可決された原子力基本法にはいわゆる「自主・民主・公開」の原則が規定されていたが、原子力技術の公開は核兵器拡散や企業秘密と抵触するため、常に形骸化の危険にさらされる。そこを反対派は追及するわけである。1960年代末には、三菱原子力工業が埼玉県大宮市の同社研究所内に研究用原子炉の一種である臨界実験装置を建設したことをめぐり、地元住民と紛争になったが、このときに「公開の原則」と企業秘密の対立が社会的な注目を集めた。

地元の自治会に組織された住民は1969年６月、臨界実験装置の撤去を求めて行政訴訟を浦和地裁に起こした。原告は同時に、臨界装置の危険性を立証するための証拠として、三菱が総理大臣に提出した「原子炉設置許可申請書」及びその付属書類一切の提出命令を裁判所に申し立てた。この予防排除請求の民事訴訟に対し、三菱は米国の原子炉企業と結んだ技術援助契約に基づいて提供された技術資料に対する守秘義務を主張したが、浦和地裁は1972年１月、原子力基本法の「公開の原則」ではなく民訴法312条の文書提出義務を根拠に、三菱に対して文書提出を命じた。三菱側は1972年２月に即時抗告、1972年５月に東京高裁は企業秘密との関係には触れぬまま、民訴法を根拠に文書提出命令を取り消し、原告住民の申立ても却下した（野村1999、948頁）。しかし結果的に三菱は1973年11月、原子炉撤去を決めた。さらに1974年７月、三菱と住民は、住民による立ち入り調査や資料の公開などの条件を含む和解に合意した。また原子力委員会は訴訟に触発され、1973年５月、同委員会の原子炉安全専門審査会に提出された企業側の資料や審査の過程を一般市民が閲覧できる原子力公開資料室を科技庁内に開設した（野村1999、948-949頁）。しかし公開された資料は非常に限られており、資料の公開対象の拡大に

はさらに訴訟が必要であった。伊方原発訴訟である。

四国電力は1970年5月、愛媛県伊方町への原発立地計画を発表、原子炉設置許可は1972年11月に交付され、1973年3月に着工した。反対派住民は1973年8月に設置許可の取り消しを求める行政訴訟を松山地裁に起こしたが、1978年4月の第一審判決で請求を却下された。控訴審も結局は敗訴に終わったが、裁判では「法廷という極限された場であったにせよ、原子力発電の安全上の諸問題について、日本で初めて推進論者と反対論者の間で、包括的な技術論争が展開された」（吉岡1999、148頁）。この訴訟でも、安全審査に関連する全資料の提出を国は拒み、住民側は1974年9月、民訴法312条を根拠に文書提出命令を出すよう裁判所に要請した。松山地裁が1975年5月にこれを認めたことを不服として国は高松高裁に即時抗告したが、1975年7月に退けられたため、文書提出命令は確定し、国は主に四国電力から提出された資料の大半を裁判所に提出せざるを得なくなった（反原発事典編集委員会1978、194-195頁）。これを受け科技庁は1975年7月末、電力会社から原子炉安全専門審査会に提出されている膨大な参考資料を、「商業機密を除き」原則として公開する方針を決めた。科技庁の態度の転換には、機密文書を提出しないために国が訴訟に破れる事態の続発を防ぐ意図があった[22]。しかし企業との契約に基づく「商業秘密」の保持義務を盾に、資料の公開を拒む余地も残したのである。

以上のように支配的連合は、反対派からの圧力に対して、安全確保や住民参加、情報公開について、象徴的な譲歩は行ったが、信頼醸成と反対運動の沈静化には効果がなかった。結局、反対運動対策の本命は、地元住民に安全性の疑わしい施設を参加なしで丸呑みしてもらうための物質補償であった。これは電力会社が個別、不定期に漁協や自治体に多額の漁業補償や性格の不明朗な「協力金」を提供するというやり方で始められ、1990年代になっても例えば東京電力が福島第一原発7、8号炉の増設に対する地元の合意形成を期待してサッカー場を建設するような行為（1994年8月に福島県へ提示）として続いている（『反原発新聞Ⅲ』、186頁）。しかし、こうした個別・不定期の協力金は性格が曖昧なだけに地元からの要求はエスカレートしかねず、支出にも限界がある。そこで浮上してきたのは、物質補償の税金投入による制度化であった。

2．電源三法

原子力施設の立地地域の開発を国が支援すべきという考え方自体は、原子力開発初期から浮上していた。1956年、茨城県東海村に原研と原燃公社の立地が決定すると、茨城県や地元市町村は「原子力平和利用特別地域整備法」の制定による東海村周辺地域の計画的整備を国に要望した。また日本原子力産業会議（原産）も1962年２月、「原子力施設地帯の整備に関する要望」を政府に提出している。これに対し原子力委員会は1965年８月に決定した「東海村地区原子力設置地帯整備事業」において、1966年からの５カ年で総額18億円を認めた（清水1991a、144-145頁）。ただ東海村の整備事業は、日本初の原子力施設立地地域であると同時に、首都圏の人口集中地域に近いという特殊事情を反映して、万一の事故発生時の混乱防止を目的とした道路体系の整備や緑地の確保など土地利用の合理化に重点が置かれていた。

原産はその後も原子力立地対策の調査と提言を続け、1968年８月に「原子力施設立地への提言」及び「原子力施設と地域社会－統計的調査－」、1970年６月に「原子力発電所と地域社会－立地問題懇談会地域調査専門委員会報告書－」、1973年１月に「原子力開発地域整備促進法（仮称）の制定についての要望」をまとめている（清水1991a、145-147頁）。まず1968年の「提言」は、「統計的調査」に基づく立地問題の分析を踏まえ、原子力立地と地域開発の同時追求に内在する本質的な問題を整理している。すなわち原発立地の適地は、地震の影響を受けず、人口・工業集中地域から遠く離れた海岸部で、農漁業中心の低開発地域であるが、地元市町村の強い願望とは裏腹に、こうした地域はたとえ原発が来てもそれ以上の工業立地は望めない。原発立地に伴う建設工事による雇用創出や、固定資産税収入とインフラ整備支出による財政規模の拡大は一時的である。このように特殊な立地条件を持つ原発立地がそれ自体では地域開発の起爆剤にはなりえないという本質的な問題を打開するため、国が財政的措置の発動により原発立地地域の総合的な開発を支援すべきであると「提言」は主張する。

また1970年の「報告書」は、原子力発電事業が国のエネルギー政策の問題であると同時に国土開発上の問題でもある以上、原発立地に際して行われる大規模な地域関連投資における国と施設者（電力会社）、都道

府県及び市町村の責任及び費用の負担を制度的に明確化し、特に国の財政措置を制度的に確立すべきであると主張した。これは特に、電力会社などが個別無制限に地元への寄付などを求められる状況を改善するという効果が期待される。同時に、この「報告書」は原発立地と僻地開発の区別を強調し、立地に伴う地域関連事業に地域社会の環境・生活基盤整備を過度に依存するような地域開発は望ましくないとも主張している。

さらに1973年の「要望」によると、従来は重要な政策領域のほとんどで整備促進法や開発促進法などの法律が地域開発との関連事項を定めてきたが、原子力施設の立地に関わる地域開発については具体的な法的措置がとられていない。原子力施設に必要な用地造成・道路・港湾等の産業基盤整備は、在来の工業開発の場合とは異なり、施設者自ら行っているが、環境・生活基盤整備は自治体が自ら投資しなくてはならない。しかしそれには低開発地域なので大きな投資が必要となるが、その財源となる事業税（道府県の場合）や固定資産税（市町村の場合）は開発に先行して活用することができず、環境・生活基盤の計画的な整備は立ち遅れるだろう。従って長期的には固定資産税の改善や新税創設などによって、短期的には何らかの財源措置によって、地方財政を安定させるとともに、施設者の費用負担を限定する必要があるというのである。

この「要望」発表から3カ月後の1973年4月、政府はその内容に沿った「発電用施設周辺地域整備法案」を第71国会に提出したが、商工委員会で一度も審議しないまま継続審議扱いになった。その主な原因は、国による助成が不十分なため電力会社による費用負担が大きくなり、自治体にも十分な恩恵をもたらさないと予想されたからである。しかし同年10月に石油危機が発生すると、田中内閣は石油代替エネルギー源としての原発の推進を国家的課題と位置づけ、首相自身の強力な指揮の下、1974年度予算編成の中で緊急に電源立地促進法制の具体化を進めた(23)。1973年12月に修正を受けた「発電用施設周辺地域整備法案」に「電源開発促進税法案」及び「電源開発促進対策特別会計法案」を加えたいわゆる電源三法案は1974年の第72国会に上程され、同年6月3日の参議院本会議で可決された（清水1991a、148-149、152頁）(24)。

電源三法の仕組みは次の通りである。まず電力会社は「電源開発促進税法」に基づき、販売電力量に応じて一定税率（1000 kWh につき85円。

1980年に300円に、1983年に445円にそれぞれ引き上げられた）の電源開発促進税を納付する。この租税は電気料金に転嫁され消費者が負担する間接税である。納付された税は「電源開発促進対策特別会計法」で創設された特別会計に組み入れられた後、「発電用施設周辺地域整備法」の規定する方法と手続に従って、発電所の立地が決定した市町村及びその周辺の市町村、さらに道府県に対し、道路や福祉・教育・文化施設の建設用など使途が特定された様々な交付金・補助金・委託費として、発電所着工から数年間、配分される。その中心となるのが「電源立地促進対策交付金」であり、その他に様々な交付金・補助金・委託費が永久運動のように追加されてきた。使途となる公共事業については都道府県知事が整備計画を作成し、主務大臣に申請する。1990年代で原発１基当たり百億円弱が立地市町村及び周辺市町村に支給されている（清水1991a、p. 149；吉岡1999）。

電源三法のシステムは幾つかの独特の特徴を持つ。第一に、この制度は火力及び水力発電所も対象としてはいるが、実質的には原発及びその他原子力関連施設の立地促進を主たる目的としている。原産の法案構想と1973年４月の「発電用施設周辺地域整備法案」では対象外だった水力発電所は、関係立地地域からの不満に対応して、1974年の電源三法案では対象に加えられた。にもかかわらず電源三法制度では、立地市町村に対する交付金額算定の際、交付金単価と交付期限の設定において、原子力施設を明らかに優遇している[25]。原発と再処理試験検査施設の交付金単価は1978年に、実験用ウラン濃縮施設は1980年に450円に引き上げられ、1980年には交付期限も終期が従来の工事終了時から、その５年後の会計年度まで延長された。さらに原発・火力は350 MW 以上の出力が交付の要件とされた。このように電源三法の交付金制度は、水力・火力より原発・原子力関連施設を、また出力のより大きいものを、従ってより危険度の高いものを優遇している（清水1991a、156-157頁）。

第二に、この制度は電源立地対策としての地元への利益誘導策に対し国が公式に責任を負い、電力会社から過重な負担を取り除くという意味があった。そこで1973年の法案では国が電力会社に財政援助をすることとしたが、電源三法ではさらに事業者負担を削除し、新税を用いた交付金を導入したのである。この税は上述のように電気料金に転嫁され消費

者の負担となるので電力会社の懐を痛めずに済む（清水1991a、159頁）。これは官民間の第二の「基本合意」、すなわち原発事業の過大な費用負担の社会化というパターンを踏襲している。それでも電力会社は工事用道路や荷揚用岸壁などは負担しなくてはならないが、住民の福利厚生施設などに無制限に投資することを免れ、場合によっては寄付金や協力金を「つかみ金」としてより効果的に使うことができる。

第三に、この制度は原子力施設が迷惑施設であることを実質的に認め、補償によって地元の不満を抑えることを目的とする。電源三法の国会審議において、通産省は電源立地、特に原発立地の進まない理由として、①環境・安全問題に対する住民の不安②立地による地域振興への寄与の小さいこと③電力が地元で消費されるよりも圧倒的に都市や産業集中地に流出することを挙げた。ところがこの制度はこうした構造的問題の存在を前提としながら、その解消を目的とはしていない。政府は原子力の危険性を認めるつもりはなく、また電力流出の根本原因である大型発電所の消費地からの遠隔立地を、安全な分散型電源の消費地への近接立地で代えるという発想もない。電力流出に際しては、電力消費に課税される電気税が電力多消費地である都市部や産業集中地の地方自治体の収入になることに対し、電力生産に電源開発促進税を課税し、発電所の立地する農漁村部の自治体に公共事業用の交付金として還元するという形で対応しようとする。従ってこの制度は、便益の享受と不利益の負担が地域的に不平等に分布している構造（「受益圏と受苦圏」の分離）の固定化を容認した上で、「受益者負担」を理由に、「受苦圏」への物質的な補償に問題を矮小化するのである。実際、電源開発促進税の創設は、受益者負担の性格を持つ目的税であるという根拠で正当化された（清水1991a、152-154頁）。

第四に、このような制度構想自体は原子力開発のかなり早い段階から、保守的な低開発地域の自治体関係者と、九電力会社や五大原子力企業集団を中心とする原産の双方から提唱されており、相反する支持層をまとめる能力に長期政権の維持を依存する自民党体制にとって、本質的な重要性を持っていた。自民党政治の本質は、高度経済成長に伴い、大企業と農漁業との間に、また大都市圏・工業地帯と低開発地域との間に格差が広がってきたことに対応して、保守政権を支える利益連合に楔を打ち

込むような「危機」を物質主義的な「補償」に過度に依存して解決しようとすることにある（Calder 1988）。原子力施設の立地紛争も自民党の相反する支持層の間の潜在的な亀裂を深める恐れがあり、それが例えば農漁民と革新政党の持続的な提携というような事態に発展するのを防がねばならなかった。原発立地を受け入れる自治体に限定して投入された補償は、利害関係当事者を地元住民に限定し、住民の排他性を助長して外部の支援運動を排除することを容易にした。漁協や農協、自治体当局に組織化される保守住民の反乱を新たな政治的対立軸の再編に発展するのを防ぐのに役だったといえよう(26)。

第五に、原発立地の見返りが、道路整備や学校、公民館、体育施設の整備など、公共事業の形で提供されることも重要な特質である。つまり補償の公共事業化である（田中滋2000）。道路整備もなかなか進まないような遠隔で財政難の過疎地域に「分不相応な」ハコモノ施設が次々と建設されることは、原発建設のメリットを地域住民や隣接市町村の住民に対し、可視的に実感させる上で重要である。しかも公共事業の形で提供される補償は、地元の中小の土建業者を潤す。高度な技術力を要する原子力施設本体の建設工事は首都圏のゼネコンが受注し、地元業者は下請け・孫請けに甘んじるが、立地地域振興策としての公共事業には地元の土建業者が受注できる。市町村議や県議の多くは地元の土建業者と関係が深いので、公共事業化された補償の提供は地元有力者の切り崩しに切り札の役割を果たす（長谷川1999、315頁）。

最後に、こうした見返りにもかかわらず、電源三法は新規の立地点開拓よりも、原発が運転中か建設中の地域への増設を図る既設点戦略（Rüdig 1990）に効果を発揮してきた。このことは、電源三法交付金が十年程度の時限性を持つことに関係している。交付金が切れると、一時的に膨らんだ財政は一気にしぼむが、ハコモノ施設建設後は維持管理費の負担も増え、もう一基増設してもよいという雰囲気が出てくる。地域はすでに経済的にも精神的にも公共事業依存型になっており、「麻薬中毒患者のように、次々と新たな原発や原子力施設をほしがるという『禁断症状』を示す」ようになる（長谷川1999、315頁）。いわば原発と交付金の「麻薬化」である。

電源三法の制定は、このように自民党政治を体現していたが、政治状

況や石油危機のため、原発立地難打開の即効策とはならなかった。電調審による原発新設計画の承認は、1972年6月以来、石油危機後の電力需要低迷などで長らく滞り、ようやく1974年7月、約2年ぶりに再開された。しかし石油危機後の物価高騰に加え、政治状況と偶発的事件の相乗効果が原発推進に水をさすこととなった。

以上見てきたように、支配的連合の形成確立と並行して、野党ブロックの間では原子力政策に対する批判勢力と受益勢力の分化形成が進んだ。最も重要な動きとしては、原水爆禁止運動の形成があった。1954年3月の「第五福竜丸」事件では、水爆実験で発生した放射性降下物による乗組員の被爆や、同船や同時期に近海で操業していた漁船の積荷の汚染、降雨を通じた食品の放射能汚染に世論の意識が高まり、後にチェルノブイリ原発事故の際に再度意味を持つことになる認知的動員の型が形成された。この事件を機に全国で三千万人もの原水爆禁止の署名を集めた運動が台頭し、1955年には原水協が結成される。初期には全国の自治体や町内会、自民党も含め、婦人団体や青年団、宗教団体など多様な組織がその担い手となったが、1950年代末、反軍事基地運動や日米安保条約改定反対闘争の高揚の中、左翼の影響力が強まると、保守系団体が反発して原水協を離脱する。特に1960年に社会党右派から分裂して結成された民社党と、その支持母体であった全労会議（1964年に同盟へ改組）は1961年、核禁会議を結成した。その後、ソ連や中国の核兵器保有や核実験実施に同情的な共産党と、「いかなる国」の核にも反対の姿勢をとる社会党・総評ブロックの対立が激化し、後者は原水協を脱退して1965年に原水禁を設立する。こうして日本の反核運動は野党3ブロックに沿った系列化が確立した。

このブロック構造の中で、原水禁のみが明確に原子力反対の立場をとるようになり、やがて社会党・総評ブロック全体を反原発の陣営に引き込む役割を果たした。原水禁は、ヴェトナム戦争の激化する中、米軍の原子力艦船による日本の港湾の使用問題を契機に、原子力技術における軍民不可分性や放射能汚染の問題に着目し、当時台頭著しかった公害反対運動と平和運動との接点に、大衆運動としての反原発運動の可能性をかぎとったのである。実際、すでに原子力施設の立地点周辺では、全国

的な公害反対運動の高揚に触発され、1968年頃から原子力も「公害」として捉える反原発地域闘争が全国各地で発生していた。ただ、原子力による被害は可視的ではなく、原発問題への当事者性の自覚は幅広い市民層の間には広がらなかったことも確かである。にもかかわらず、左派執行部の下で地方活動家の影響力が強まっていた社会党は1972年1月、原水禁や地方で反原発闘争に参加していた労組員の影響下で、反原発政策を運動方針に採用した。

社会党・総評ブロックとは対照的に、民社・同盟・核禁会議のブロックは原子力の積極推進の立場をとっていた。これには電力労働における対立構造の形成が関係している。1947年に日発と9つの配電会社の労働者を網羅する全国単一の産業別組織として発足した電産は、共産党系の強かった産別会議の有力組合として戦後初期の労働運動における先導的な役割を果たした。しかし1950年、朝鮮戦争勃発を背景に、電産は共産主義者を放逐し、反共産主義の労働団体としてGHQの後押しで結成された総評の傘下の有力組合となる。ところが総評系の労働運動が戦闘性を強めると、労使協調路線をとる企業別の第二組合結成の動きが経営側によって奨励され、GHQの指令(1951年)による日発の解体と、発送配電を一貫して地域独占する9電力体制の確立は、そうした動きに追い風となった。1954年、そうした企業別組合の連合体として電力労連が発足し、これを受け電産は1956年、電力労連との統一を拒否した中国電産を残して、事実上解散した。やがて電力労連は同盟の有力単産に成長し、加盟する各電力会社の労組は労使協調路線の一環として、電力会社の原発推進路線を留保なしに支持する傾向を強めていくのである。これに対し、1960年代末から体制に批判的な絶対的少数派は再分裂して総評系の全電力を構成し、反原発闘争への支援を始めた。

さらに共産党ブロックは、原子力開発自体には賛成であったが、米国からの輸入技術に基づく日本の原子力開発のあり方を性急だと批判する立場をとっていた。この立場が許す限りで、共産党系の日本科学者会議を中心に、一部の住民運動への支援が1971年頃から開始された。また3ブロックとは別に、公明党もときには反原発住民運動に好意的な態度を見せた。このように原子力をめぐる野党ブロックの立場は多様であったが、先鋭化してはおらず、相互の協力の障害と見なされてはいなかった。

こうした政治的な環境の中で台頭してきた反原発住民運動は、1973年の福島原発公聴会ボイコットのように県評・地区労の組織的支援を受けた攪乱的な抗議行動や、三菱大宮原子炉や伊方原発をめぐる訴訟のように裁判闘争に訴えるようになった。

こうした運動の台頭に対し、支配的連合は原子力安全協定や原発公聴会開催、情報公開といった手続的対応を示したが、紛争管理の効果は限定的であった。むしろ電源三法制定を頂点とする物質的対応の方が本命であった。これは販売電力量に応じて電力会社が国に納付する電源開発促進税を財源にした特別会計を創設し、発電所の立地が決定した市町村や周辺自治体、道府県に対し、道路や福祉・教育・文化施設の建設などに使途が特定された様々な交付金や補助金を配分する制度である。交付金の単価は他の発電施設より原発や原子力施設が優遇され、原子力立地促進が主な目的となっている。またこの税金は実質的には電気料金に転嫁され消費者が負担する間接税であり、原子力開発に伴う電力会社の費用負担を社会化する仕組みの創設は支配的連合間の利害調整における「基本合意Ⅱ」のパターンを踏襲している。同時にこの制度は、原子力立地に伴う環境及び安全上のリスクが地方に、便益が電力大消費地の都市や工業地帯にと空間的に不平等な分布を示す構造的問題の解決を図るのではなく、むしろその固定化を前提とし、地元住民の不安や不満を物質的な補償で抑えようとするところに特徴がある。また補償を公共事業の形で提供することで、地元の土建業者と、それと関係の深い地元有力者の支持を動員するとともに、公共事業への経済的依存を強める地元自治体に原発の増設を受け入れる誘因を創り出す効果があった。その政治的な意図は、地元住民を受益勢力の位置にとどめ、外部の批判勢力との持続的な提携の発展を阻止し、支配的連合の追求する政策路線の維持を図ることにあったと言えよう。

第三章注

新聞記事は読売や日経、道新（北海道新聞）などと付記していない限り、朝日新聞からの引用であり、また最近の記事以外は日付ではなく縮刷版の頁を表記した。例えば八八12六四五１は朝日新聞縮刷版1988年12月号の645頁１段を表す。ただし煩雑を避けるため、直接引用の場合を除き、原則として新聞記事の

注記は行わない。
(1) 例えば1952年８月６日には『アサヒグラフ』による原爆被害写真集が発売され（即日売切れ、増刷）、原爆文学、被曝体験記、科学者による啓蒙書なども出版されるようになる。
(2) ３Ｆ爆弾：起爆用原爆の核分裂、重水素化リチウム中での核融合、外皮の天然ウラン中での核分裂という３つの核反応を伴う。
(3) 同時に、米国人の観測班員28名のほか、ビキニ環礁から南方190キロ離れたロンゲラップ島の住民86人と、さらに東方のウトリック島の住民157人も被災した。
(4) このことは、西欧の反核運動が1950年代と1980年代初頭ともに、フォールアウトよりも国内の軍事基地への核兵器配備に対する反対運動を通じて高揚したことと、興味深い対照を成しているといえよう。
(5) 「たとえば、自民党員の町内会長が回覧版をまわして“原水爆実験反対”の署名を集めたり、商店会の会長が署名集めの先頭にたつという現象は随所で見られた。あるいは戦前の翼賛婦人会のなごりをとどめる地域の婦人会が会員から署名を集め、青年団が署名運動にハッスルするという具合である」。市民的運動はまだ存在せず、革新政党や労組も初期の原水禁運動の主軸ではなかった。「むしろ、当時なお崩壊していなかった既成の共同体に依拠してこの運動はあれだけの量を確保したのであった」（池山1978、13-14頁）。
(6) 1964年の春闘における４月17日のストに対し、共産党が「アメリカ帝国主義の挑発」を理由に反対する声明（４月８日）を出したことも共産党と総評の関係を悪化させ、10月の中国核実験問題と合わせ、原水協分裂を確定的とした（『総評四十年史Ⅱ』、397頁）。この四・八声明を機に、労働運動内での共産党への不信感が強まり、総評系官公労内での共産党系活動家の排除が進んだ（五十嵐1998、144-145頁、293頁）。
(7) 例えば日本学術会議は1963年３月11日、事故時及び平常時において国民、特に周辺住民に対する潜在的な危険性がある以上、科学的見地から公式に安全性を確認することを政府に勧告し、またその総会は４月26日、上記勧告が満たされていないので米原潜の寄港に反対するという声明を出した。また1963年３月27日には日本の原子科学者157名が米原潜寄港反対声明を出し、後に1600名が賛同署名している。同声明は学術会議の勧告を支持すると同時に、①原子力の軍事利用では安全性が犠牲にされている②ビキニ事件が示すように放射能被害の特質が補償を極めて困難にしている③米国は極東戦略の新段階として原潜の寄港を求めて来ていることを指摘した。
(8) エンプラ入港前後の一週間で、参加者は延べ６万4700人（うち三派全学連など学生約4000人）、負傷者は519人、逮捕者は69人（うち学生64人）に達した（高木1990、61-64頁）。

(9) 社会党機関紙局の編集する「国民政治年鑑」の1969年版には「平和運動」の欄に「原子力発電所設置反対運動」の項目が初めて登場する。「68年は全国各地で原子力発電所をめぐる紛争が表面化した。地元住民にとって政府の核政策への不信は根強く、①軍事利用への転化の危険性②安全性への危惧－からさまざまな設置反対運動が生じた」。この年鑑の「平和運動」の欄には1968年頃に起こった他の運動の項目もあるが、それには「べ平連」などのほか、米国原潜による「異常放射能・コバルト60問題」や、米軍基地が市民生活にもたらす危険に関する「安保公害」問題が取り上げられている。「コバルト問題」は、佐世保港に入港していた米国原潜ソードフィッシュ号から1968年５月６日に異常放射能が検出されたのを契機に、原潜による放射能汚染が全国的な関心を呼ぶ中、原潜が百回近く寄港してきた沖縄県那覇軍港の海底土を沖縄原水協が採取し（1968年７月）、コバルト60など自然界に存在しない放射性物質を検出した問題である。なお、1965年の原水禁結成にあたり、沖縄や広島の原水協は原水協を名乗ったまま、原水禁の加盟組織になっていた（原水禁2002、116頁）。また「安保公害」問題は、軍事基地の存在が市民生活の破壊という意味での「公害」として捉えられ、「これまでの基地闘争とは性格を変え、既成組織にとらわれない市民の運動が登場しその主力となりつつある」と分析されていた。

(10) なお、1974年には原潜放射能測定データ捏造事件が発覚している。科技庁が委託していた日本分析化学研究所は1971年から全く同一のデータを繰り返し科技庁に報告していた（長崎1998、122頁）。

(11) 原水禁国民会議の事務局次長だった井上啓は、後に原子力資料情報室の発足にも重要な役割を果たしているが、『月刊社会党』誌上で原発や再処理工場による放射能汚染と軍事転用の危険性を再三警告し、また原水禁が反原発闘争を進める根拠として、軍事利用との不可分性の証拠となる事実を指摘している（井上1970, 1971）。すなわち、日本初の発電用商業原子炉となった東海原発に採用されたコールダーホール型ガス冷却炉は英国が原爆用プルトニウム生産用として開発した炉型であること。東海原発を除く全商業炉に日本が採用する軽水炉のうち、加圧水型炉（PWR）は米国が原子力潜水艦用に開発した炉型であること。日本が1960年代末から東海村に建設計画を進めていた核燃料再処理工場はプルトニウムを分離抽出する工場であり、潜在的な核兵器製造能力獲得への決定的な第一歩となりうること。

また『国民政治年鑑』は反公害運動との接点について次のように述べている。「初期の運動は主として農漁民の“土地や漁業権を守る”という要求に根ざしたものであったが、いまや原発反対運動は、環境を守るたたかいや平和運動とオーバーラップする運動になりつつある。政府や電力資本の原発計画が異常なテンポで、しかも無計画的な大型化を内容としているために、原発の安全性と放射能による環境汚染への国民的危機感が急速に高まってきた。そればかりで

なく、原発によって生じるプルトニウムは、そのまま核武装の潜在能力を高めるために、反戦平和団体のこれへの関心も高まらざるをえない。こうして、原水禁運動は急速に原発・再処理工場設置問題に接近しつつある。“核武装阻止”と“放射能公害反対”の二重の課題を合わせもつこの運動の成否は、国民生活に密接する重要問題となろうとしている」(72年版、259頁)。

(12) 日本原電・敦賀原発1号機（1970年3月運転開始)、東京電力・福島第一原発1、2号機（1971年と1974年に運転開始)、関西電力・美浜原発1、2号機（1970年と1972年に運転開始)。

(13) 住民運動への国の直接介入が逆効果となりうることは、1980年代初頭の四国電力による窪川原発計画をめぐる紛争でも改めて確認された。

(14) 「原発反対で本格闘争　社党・総評　共闘会議結成へ」七二9三八1。

(15) 「原発の危険性を訴える　核燃料工場反対全国活動者会議」七二10九六二4。ここでは政府側の原子力ＰＲの日になっている毎年10月26日の「原子力の日」を原発の危険性を訴える行動日にすることなどを決めた。「原子力の日」の反原発行動は1970年代後半から毎年恒例の行事となっていく。

(16) 函館、道北、小樽、道東、火力の各支部。それぞれ函館地評、旭川地区労、小樽地区労、釧路市労協、奈井江地区労に所属。

(17)「原子力発電所に反対　電力労組協議会　住民運動とも手結ぶ」七一1一四四1。

(18) 1970年6月、西村栄一・民社党委員長が社公民の統一を示唆する「民主的革新政党の統一」を、また社会党右派を代表する江田三郎・社会党書記長がやはり社公民の協力を求める江田構想を、さらに公明党は竹入委員長が公明党第八回党大会で「中道革新連合」をそれぞれ提唱した。

(19) 「(解説) 原発公聴会のあり方　実りない”言いっ放し”」七六6六二六1。

(20)「原発公聴会　実力阻止へ　東電第二　福島の反対住民ら」七三8八五八7「福島県への建設めぐり　騒然、(全国) 初の原発公聴会　反対派、激しいデモ」「機動隊に守られ意見陳述」七三9六四九1「二日目は平静」七三9六八四8「(解説) 原発公聴会のあり方　実りない”言いっ放し”」七六6六二六1。

(21) ただ、電力会社が公開討論会を設ける試みはあった。例えば1973年11月、九州電力は総評系反原発共闘組織、「玄海原発設置反対佐賀県連絡会議」との共催で、全国初の「公開討論会」を佐賀県唐津市で開催し、1号機が建設中だった玄海原発の安全性について討論を行った。これは原発反対・推進両派の専門家各4名が各々25分ずつ意見を陳述し、双方推薦の住民代表各5名が各3分の持ち時間で質問を行うという比較的対等な条件で行われた。しかし1974年2月に鹿児島県川内市の主催で、二度目の公開討論会と銘打って唐津で開かれた「原

発の安全問題を聞く会」では、川内原発の安全性が主題だったが、「市が講師の討論を禁じたり、住民の再質問を許さなかったこともあって、盛り上がりを欠いた」。「原発は安全か　唐津で公開討論会を開催」七三１１三七二１『国民政治年鑑』74年版、239-240頁。「質問規制で低調な討論　原発の安全を聞く会　川内市」七四２九八６。

(22) 朝日新聞「(解説) 公開される原発資料　訴訟続発に対処　安全性見直す足がかり」七五７九四二３。科技庁が公開対象に加えたのは「部会参考資料」と呼ばれ、原子炉安全審査会審査部会における審議の過程において、電力会社など原子炉設置許可申請者が申請内容を補足説明するため、自主的に、あるいは同部会の求めに応じて提出した資料を指す（野村1999、948-949頁）。

(23) 早野透（1995、230-232頁）によると、まだ通産相だった頃の田中角栄に対し、角栄の出身地新潟県刈羽村に隣接する柏崎市の当時の市長、小林治助が、電気税が電力消費地自治体の収入となり発電所立地自治体の収入とならない問題を訴えたという。このため小林市長は「電源三法生みの親の一人と目されている」。実際、柏崎市長や敦賀市長、茨城県副知事などを含む「地域整備開発・自治体財政問題に関する検討会」は「原子力開発地域整備促進法」制定要求の作成に関わっている（清水1991a、147頁）。

(24) 地域整備法案は衆院商工委員会で、新税法案と特別会計法案は衆院大蔵委員会で、それぞれ審議に付された。ただ立地紛争の激化を反映して非常に多岐にわたる論点が議題に上り、また石油価格高騰に伴う諸物価急騰下で電気料金の大幅引き上げが申請されていた矢先でもあり、さらに政府が事の緊急性を理由に、新税の提案を政府税制調査会に諮問するという通常の手続をとらなかったため、審議が紛糾したといわれる。

(25) すなわち水力発電所の立地市町村は発電所の出力1kW当たり120円を５年間、火力の立地市町村は過疎地（第１種地域）で300円、それ以外の地域（第２種地域）で200円を３年間交付されるのに対し、原発の立地市町村は300円を５年間交付されるという具合である。また原子力関連施設の場合は、「同等の建設費を要する軽水炉の電気出力に換算して算定」する。これは出力の低い割に建設費の高い実験用原子炉に配慮した措置である。

(26) 電源三法は自民党政治に典型的な対応だったのに対し、西欧では同様の制度が存在しなかったのだろうか。筆者の知りうる限り、フランスでの原発立地地域への電気料金割引制度を別とすれば、西欧で同様の制度が制定されたのはイタリアのみである。イタリアでは日本に似て、個々の発電所の建設が計画（PEN、エネルギー計画：日本の電源開発基本計画に相当）段階から国によって進められる。イタリアの電源立地手続は、イタリア電力公社（ENEL）と産業商工大臣が経済計画関連閣僚委員会（CIPE、日本の電調審に相当）に発電所建設計画を提出することで始まる。この委員会では建設候補地の適地が存在

すると考えられる州を選定し、該当する州政府に通知する。州政府は通知後150日以内に州内二ヵ所以上の候補地を選定してENELに伝え、ENELは現地調査を行い、適地と判断すれば建設に着手する。以上の手続は1975年8月2日制定の法第393号に規定されているが、この手続では州政府が建設候補地の選定を拒むか、住民の反対に直面して選定できなくなった場合、発電所建設計画が立往生する。そこで1983年1月10日に制定された法第8号、「炭化水素以外を燃料とする発電所の立地州・市町村優遇法」は、州が150日以内に候補地を選定できない場合はCIPEが決定できるとし、立地を受け入れた地方自治体に対する補償金の交付も定めた。この補償金の制度では、発電に使われる燃料の種類によって交付金の単価が決められており、発電量によって交付金の額が決まるが、リスクの大きい原発は交付金の単価も大きかった（船田、1990年、158-159頁）。これは日本の電源三法交付金制度と同じ発想である。国際原子力体制では法制度についても情報が定期的に交換されているので、日本の制度が参考にされた可能性もある。

しかし物質補償を受け入れる政治文化的な素地は共通していたかもしれないが、地方の自律性は伝統的にイタリアの方がはるかに強かったので、一時的な効果はあったものの、電源立地交付金制度はイタリアでは日本よりも強い違和感をもって受け取られたようである。結局、原発建設候補地決定に対する閣僚委員会の権限と原発立地交付金制度は、フランスなどとの高速増殖炉共同開発への参加とともに、1987年11月8日に行われた3つの国民投票にかけられ、いずれも投票者の7割以上が廃止に賛成票を投じたことで、廃止に追い込まれた（船田1990年、159-162、243頁）。しかし西欧とは対照的に、原子力を積極的に推進してきている韓国では1990年代、電源三法制度を近年導入したという（長谷川1996年、254-255頁）。

文献

第二章第二節

伊藤謙一 1975「電源開発調整審議会」『時の法令』880・881合併号、94-99頁。

『原子力市民年鑑』（各年版）原子力資料情報室編、東京：七つ森書館。

笹生仁 2000『エネルギー・自然・地域社会－戦後エネルギー地域政策の一史的考察－』東京：ＥＲＣ出版。

高木仁三郎 2000『原子力神話からの解放』東京：光文社、カッパブックス。

富岡馨 1975「総合エネルギー調査会」『時の法令』903号、16-22頁。

日弁連 1999（日本弁護士連合会）『孤立する日本のエネルギー政策』東京：七つ森書館。

正村公宏 1990『戦後史(上)』東京：筑摩書房、ちくま文庫、533-535頁。

吉岡一郎 1982「信頼性を欠くエネルギー長期計画」エネルギー問題市民会議・編『市民のエネルギー白書　経済評論増刊号』東京：日本評論社、4-10頁。
吉岡斉 1995c「原子力行政機構の再編」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術　第四巻　転形期 1970-1979』東京：学陽書房、143-156頁。
吉岡斉 1999『原子力の社会史　その日本的展開』東京：朝日新聞社、朝日選書。
Samuels, Richard J., 1987: *The Business of the Japanese State. Energy Markets in Comparative and Historical Perspective*. Ithaca and London: Cornell University Press.

第三章

『朝日新聞』縮刷版。
飯塚繁太郎・宇治敏彦・羽原清隆 1985『結党40年・日本社会党』東京：行政問題研究所。
五十嵐仁 1998『政党政治と労働組合運動』東京：御茶ノ水書房。
池山重朗 1978『原爆・原発』東京：現代の理論社。
井上啓 1970「原子力発電の進展とその危険性－恐るべき放射能公害について－」『月刊社会党』162号、1970年８月号、107-117頁。
井上啓 1971「原子力発電所と再処理工場の危険性－高まる放射能汚染への不安」『月刊社会党』174号，1971年８月号、54-63頁。
岩垂弘 1982『核兵器廃絶のうねり－ドキュメント原水禁運動－』東京：連合出版。
上住充弘 1992『日本社会党興亡史』東京：自由社。
加藤秀治郎・楠精一郎 1992『ドイツと日本の連合政治』東京：芦書房。
『原子力開発三十年史』1986 原子力開発三十年史編集委員会編、東京：日本原子力文化振興財団。
『原子力市民年鑑』（各年版）原子力資料情報室編、東京：七つ森書館。
原水禁（原水爆禁止日本国民会議）・21世紀の原水禁運動を考える会編 2002『開かれた「パンドラの箱」と核廃絶へのたたかい』東京：七つ森書館。
国民政治年鑑編集委員会『国民政治年鑑』各年版（1962-1995）。東京：日本社会党機関紙局。
笹本征雄 1995「ビキニ事件と放射能調査」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術　第五-Ⅱ巻　国際期1980-1995』東京：学陽書房、94-107頁。
柴田鐵治・友清裕昭 1999『原発国民世論－世論調査にみる原子力意識の変遷－』東京：ＥＲＣ出版。
清水英介 1982「電力労働者の反原発闘争　電産中国から」西尾漠編『反原発マップ』東京：五月社、178-186頁。

清水修二 1991a「電源開発促進財政制度の成立－原子力開発と財政の展開(1)－」『商学論集』(福島大学経済学会)59巻4号、139-160頁。
新川敏光 1999『戦後日本政治と社会民主主義－社会党・総評ブロックの興亡－』京都：法律文化社。
『総評四十年史Ⅱ』1993「総評四十年史」編纂委員会編『総評四十年史　第二巻』、東京：第一書林。
高木正幸 1990『新左翼三十年史』東京：土曜美術社。
田中滋 2000「政治的争点と社会的勢力の展開　市場の失敗、政府の失敗、イデオロギー、そして公共性」間場寿一編『講座社会学9　政治』東京：東大出版会、127-161頁。
田中優 2000『日本の電気料金はなぜ高い　揚水発電がいらない理由』東京：北斗出版。
『地域開発』1977 特集「地域開発と社会的緊張」『地域開発』155号。
中北浩爾 1993「戦後日本における社会民主主義政党の分裂と政策距離の拡大－日本社会党(一九五五－一九六四年)を中心として－」『国家学会雑誌』106巻11・12号、65-118(通巻967-1020)頁。
長崎正幸 1998『核問題入門　歴史から本質を探る』東京：勁草書房。
鳴海洽一郎 1977「共和・泊原発」『月刊自治研』19巻2号、42-44頁。
日弁連 1999（日本弁護士連合会）『孤立する日本のエネルギー政策』東京：七つ森書館。
日本エネルギー経済研究所編 1986『戦後エネルギー産業史』東京：東洋経済新報社。
野村元成 1999「原子力と情報公開・非公開」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術　第五-Ⅱ巻　国際期1980-1995』東京：学陽書房、944-962頁。
長谷川公一 1996『脱原子力社会の選択』東京：新曜社。
長谷川公一 1999「原子力発電をめぐる日本の政治・経済・社会」坂本義和・編『核と人間　Ⅰ　核と対決する20世紀』東京：岩波書店、282-337頁。
早野透 1995『田中角栄と「戦後」の精神』東京：朝日新聞社、朝日文庫。
原彬久 2000『戦後史のなかの日本社会党　その理想主義とは何であったのか』東京：中央公論社、中公新書。
反原発事典編集委員会編 1978『反原発事典Ⅰ[反]原子力発電・篇』東京：現代書館。
『反原発新聞Ⅲ』1994 反原発運動全国連絡会編・出版『反原発新聞縮刷版第Ⅲ集(161号～240号)』東京。
船田正 1990『イタリア緑の運動』東京：技術と人間。
『平和辞典』1985 広島平和文化センター編、東京：勁草書房。
北海道労働部編・発行 1979『資料北海道労働運動史　昭和43～47年』。

『補償研究』1969「相次ぐ“原子力安全協定”地域開発の中での位置づけが課題」6月号、42-44頁。

前田幸男 1995「連合政権構想と知事選挙－革新自治体から総与党化へ－」『国家学会雑誌』108巻11・12号、121-182(通巻1329-1390)頁。

正村公宏 1990『戦後史(上)』東京：筑摩書房、ちくま文庫、533-535頁。

吉岡斉 1999『原子力の社会史　その日本的展開』東京：朝日新聞社、朝日選書。

Calder, Kent E., 1988: *Crisis and Compensation. Public Policy and Political Stability in Japan, 1949-1986*. Princeton, N.J.: Princeton University Press. . ＝1989、淑子カルダー訳『自民党長期政権の研究』東京：文芸春秋。

Rüdig, Wolfgang, 1990: *Anti-Nuclear Movements. A World Survey of Opposition to Nuclear Energy*. Harlow, Essex: Longman.

図表

図3－1：長期計画における原子力発電の計画目標と実績

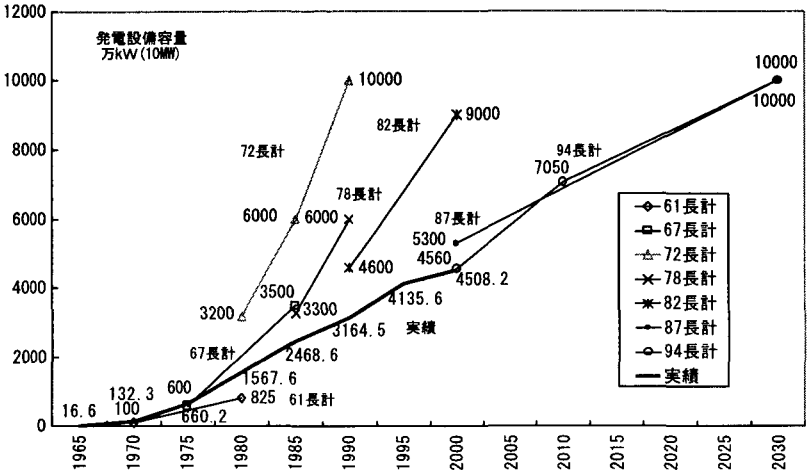

61長計では80年の目標が700～950万kW、67長計では85年の目標が3000～4000万kWだったが、それぞれ中間値をとった。出典：『反原発新聞』256号、1999年7月。2000年長計では遂に原発開発目標の具体的数値が特定されず、「状況の変化に応じつつ、電源構成に占める原子力発電の割合を適切なレベルに維持していく」旨述べられたにとどまった（『原子力市民年鑑2002』）。
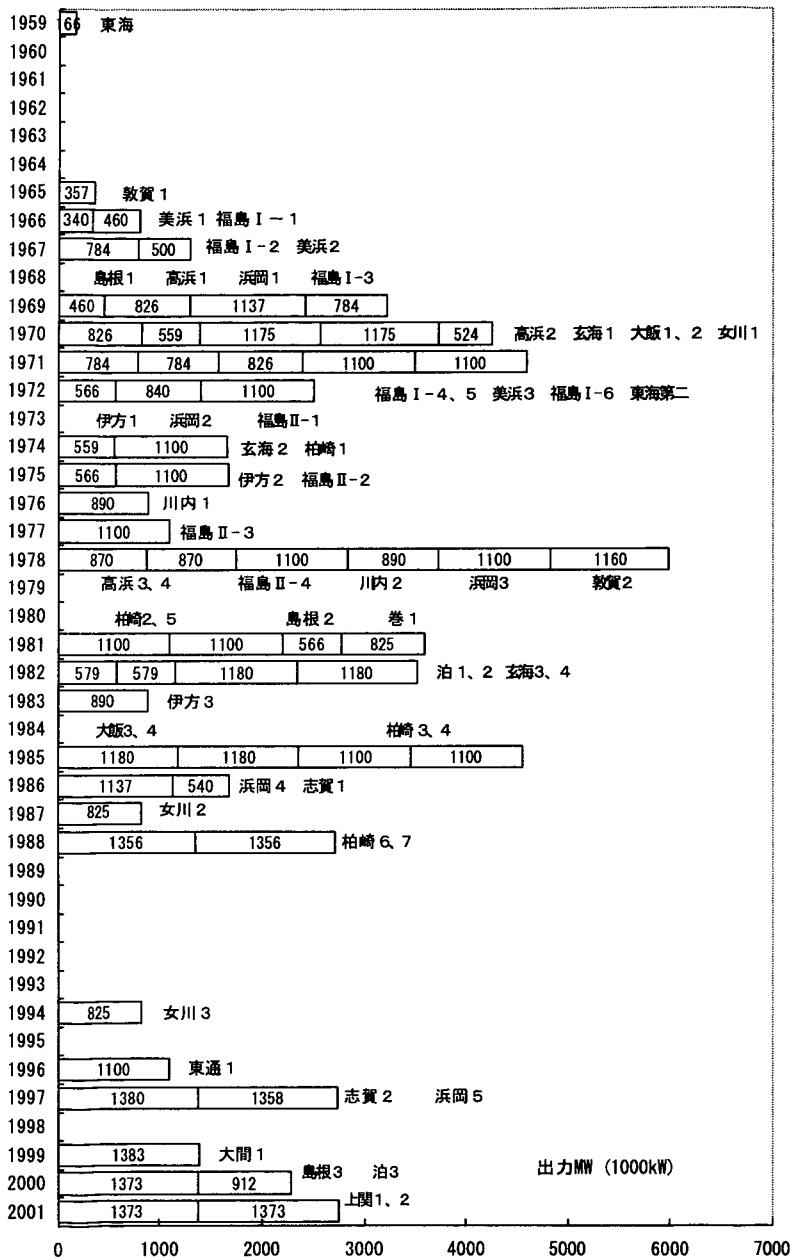
図３－２：原発の電調審承認基数及び出力の変遷